

Ⅳ 国勢調査の結果で用いる用語の解説

※ 索引は、用語の項目順と、五十音順の2通りあります。

※ 平成22年国勢調査から、変更になったものについては **27年変更** ,
新たに表章することとなったものについては, **新規表章** と
表示してあります。

索引① 用語の項目別

1	人口の基本属性に関する用語	
	人口	26
	人口重心	28
	面積と人口密度	28
	人口性比	29
	年齢・平均年齢・年齢中位数	29
	配偶関係	30
	国籍	30
2	世帯・家族の属性に関する用語	
	世帯の種類	32
	世帯主・世帯人員	35
	世帯の家族類型	36
	3世代世帯	37
	母子世帯・父子世帯	37
	高齢単身世帯・高齢夫婦世帯	38
	外国人のいる世帯の類型	38
	世帯の経済構成	39
3	住宅・居住地に関する用語	
	住居の種類	40
	住宅の所有の関係	40
	持ち家率	41
	住宅の建て方	41
4	労働・就業の状態に関する用語	
	労働力状態・労働力率	42
	従業上の地位	44
	産業	45
	職業	46
	社会経済分類	46
5	世帯の移動に関する用語	
	居住期間	50
	5年前の常住地	50
	世帯の移動類型	51

6	従業地・通学地に関する用語	
	通勤者・通学者	52
	従業地・通学地	52
	従業・通学時の世帯の状況	54
7	地域区分に関する用語	
	都道府県・市区町村	55
	市部・郡部	55
	大都市	55
	人口集中地区など	56
	大都市圏・都市圏とその中心市・周辺市町村	57
	キロ圏・距離帯	59
	基本単位区	59
	町丁・字等	61
	地域メッシュ	61
	都市計画の地域区分	65
【参考】	大規模調査時のみの調査項目に関する用語	
	教育	66
	延べ面積	67
	利用交通手段	68

索引② 五十音順

【い】

一部世帯員が移動の世帯	51
一戸建	41
一般世帯	32

【お】

主に仕事	43
------	----

【か】

核家族以外の世帯	36
核家族世帯	36
家事	43
家事のほか仕事	43
家族従業者	44
家庭内職者	44
完全失業者	43

【き】

基本単位区	59
休業者	43
給与住宅	40
教育	66
共同住宅	41
居住期間	50
キロ圏・距離帯	59

【け】

現住所	50
県内他市区町村（5年前の常住地）	50
県内他市区町村（従業地・通学地）	52

【こ】

公営の借家	40
高校・旧中	66
高齢単身世帯	38
高齢夫婦世帯	38
国外	50
国籍	30
国内（5年前の常住地）	50
5年前の常住地	50
雇用者	44

【さ】

在学か否かの別	66
在学学校・未就学の種類	67
在学者	66
最終卒業学校の種類	66
産業	45
3世代世帯	37

【し】

市区町村	55
自市区町村内	50
自市内他区（5年前の常住地）	50
自市内他区（従業地・通学地）	52
施設等の世帯	32
自宅で従業	52
自宅外の自市区町村で従業・通学	52
市部・郡部	55
死別	30
社会経済分類	46
就業者	43
従業上の地位	44
従業地・通学地	52
従業地・通学地による人口	53
従業・通学時の世帯の状況	54
住居の種類	40
住宅	40
住宅以外	40
住宅の所有の関係	40
住宅の建て方	41
周辺市区町村	57
主世帯	40
準人口集中地区	56
準世帯	33
小学校・中学校	66
常住地による人口	52
職業	46
人口	26
人口重心	28
人口集中地区	56
人口性比	29
人口密度	28
親族のみの世帯	36

【せ】

正規の職員・従業員	44
世帯員の移動者がいない世帯	51
世帯人員	35
世帯主	35
世帯の移動類型	51
世帯の家族類型	36
世帯の経済構成	39
世帯の種類	32
全世帯員が移動の世帯	51

【そ】		【ひ】	
卒業者・・・・・・・・・・・・・・・・・・	66	非就業者・・・・・・・・・・・・・・・・・・	42
その他（住宅の建て方）・・・・・・・・	41	非就業者世帯・・・・・・・・・・・・・・・・	39
その他（労働力状態）・・・・・・・・・・	43	非親族を含む世帯・・・・・・・・・・・・・	36
その他の世帯（従業・通学時の世帯の状況）・・	54	非農林漁業就業者世帯・・・・・・・・・・	39
【た】		非労働力人口・・・・・・・・・・・・・・・・	43
第1次産業・・・・・・・・・・・・・・・・・・	46	【ふ】	
大学・大学院・・・・・・・・・・・・・・・・	67	父子世帯・・・・・・・・・・・・・・・・・・	37
第3次産業・・・・・・・・・・・・・・・・・・	46	父子世帯（他の世帯員がいる世帯を含む）・・	38
大都市・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	55	普通世帯・・・・・・・・・・・・・・・・・・	33
大都市圏・都市圏・・・・・・・・・・・・・	57	【へ】	
第2次産業・・・・・・・・・・・・・・・・・・	46	平均年齢・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29
他県（5年前の常住地）・・・・・・・・・・	50	平成12年市町村・・・・・・・・・・・・・	55
他県（従業地・通学地）・・・・・・・・・・	52	【ほ】	
他市区町村で従業・通学・・・・・・・・・・	52	母子世帯・・・・・・・・・・・・・・・・・・	37
短大・高専・・・・・・・・・・・・・・・・・・	66	母子世帯（他の世帯員がいる世帯を含む）・・	38
単独世帯・・・・・・・・・・・・・・・・・・	36	【ま】	
【ち】		間借り・・・・・・・・・・・・・・・・・・	40
地域メッシュ・・・・・・・・・・・・・・・・	61	【み】	
昼間人口, 昼夜間人口比率・・・・・・・・	53	未婚・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	30
中心市・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	57	未就学者・・・・・・・・・・・・・・・・・・	66
町丁・字等・・・・・・・・・・・・・・・・・・	61	民営の借家・・・・・・・・・・・・・・・・	40
【つ】		【め】	
通学・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	43	面積・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28
通学のかたわら仕事・・・・・・・・・・・・・	43	【も】	
通勤・通学者のみの世帯・・・・・・・・・・	54	持ち家・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	40
【て】		持ち家率・・・・・・・・・・・・・・・・・・	41
転出, 転入・・・・・・・・・・・・・・・・・・	51	【や】	
【と】		夜間人口・・・・・・・・・・・・・・・・・・	52
都市計画の地域区分・・・・・・・・・・・・・	65	役員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	44
都市再生機構・公社の借家・・・・・・・・	40	雇人のある業主・・・・・・・・・・・・・	44
都道府県・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	55	雇人のない業主・・・・・・・・・・・・・	44
【な】		【ゆ】	
長屋建・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	41	有配偶・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	30
【に】		【り】	
21大都市・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	55	離別・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	30
【ね】		流出人口, 流入人口・・・・・・・・・・	53
年齢・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29	利用交通手段・・・・・・・・・・・・・	68
年齢中位数・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29	【れ】	
【の】		連合人口集中地区・・・・・・・・・・・・・	56
農林漁業就業者世帯・・・・・・・・・・・・・	39	【ろ】	
農林漁業・非農林漁業就業者混合世帯・・	39	労働者派遣事業所の派遣社員・・・・・・・・	44
延べ面積・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	67	労働力状態・・・・・・・・・・・・・・・・	42
【は】		労働力人口・・・・・・・・・・・・・・・・	43
パート・アルバイト・その他・・・・・・・・	44	労働力率・・・・・・・・・・・・・・・・・・	44
配偶関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・	30		

1 人口の基本属性に関する用語

人口

(1) 国勢調査で調査した人口は、調査年の10月1日午前零時現在（以下「調査時」という。）の人口です。（昭和20年の人口を掲載している場合は、同年11月1日午前零時現在で行われた人口調査による人口）

(2) 日本国内に常住する外国者は、基本的に調査の対象としましたが、次の者は調査の対象から除外しています。

- ① 外国政府の外交使節団・領事機関の構成員（随員を含む。）及びその家族
- ② 外国軍隊の軍人・軍属及びその家族

(3) 調査した人口は「常住人口」です。常住人口とは、調査時に常住している場所で調査する方法（常住地方式）による人口をいいます。ここで「常住している」とは、当該住居に3か月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっていることをいい、3か月以上にわたって住んでいる住居又は住むことになっている住居のない者は、調査時にいた場所に「常住している」とみなしています。

《注意点》

次の者については、それぞれ次に述べる場所に「常住している」とみなして、その場所で調査しています。

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、第124条に規定する専修学校若しくは第134条第1項に規定する各種学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園に在学している者で、通学のために寄宿舍、下宿その他これらに類する宿泊施設に宿泊している者は、その宿泊している施設

イ 病院又は療養所に入院、入所している者で引き続き3か月以上入院又は入所している者はその病院又は療養所、それ以外の者は3か月以上入院の見込みの有無にかかわらず自宅

ウ 船舶（自衛隊の使用する船舶を除く。）に乗り組んでいる者で陸上に生活の本拠を有する者はその生活の本拠である住所、陸上に生活の本拠のない者はその船舶

なお、後者の場合は、日本の船舶のみを調査の対象とし、調査時に本邦の港に停泊している船舶のほか、調査時前に本邦の港を出港し、途中外国の港に寄港せず調査時後5日以内に本邦の港に入港した船舶について調査しました。

エ 自衛隊の営舎内又は自衛隊の使用する船舶内の居住者は、その営舎又は当該船舶が籍を置く地方総監部（基地隊に配属されている船舶については、その基地隊本部）の所在する場所

オ 刑務所、少年刑務所又は拘置所に収容されている者のうち、死刑が確定した者及び受刑者並びに少年院又は婦人補導院の在院者は、その刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院又は婦人補導院

<過去の人口の定義>

人口についての定義は、昭和30年以降の調査では上記のとおりですが、25年以前の調査では以下のようになっています。

○ 昭和25年

調査した人口は「常住人口」ですが、常住の判定の基準となる居住期間を6か月以上としており、それぞれの住んでいる場所で調査しています。

ただし、精神病院、結核療養所等の入院患者又は療養者は、入院等の期間にかかわらずその病院又は療養所を常住地とみなして調査しています。また、調査時前に本邦を出港した船舶の乗組員で陸上に住所の無い者も、調査時後3日以内に入港した場合、調査時において本邦内に常住地を有する者とみなして、その船舶で調査しています。

なお、「現在人口」も調査し、集計しています。

○ 大正9年～昭和22年

調査した人口は「現在人口」です。現在人口とは、各人を調査時にいた場所で調査する方法（現在地方式）によった人口であり、一般の外国人はもとより、外交使節団等の構成員も含めたすべてを調査しています。また、調査時前に本邦を出港し、途中寄港しないで調査時後4日以内（昭和20年及び22年は2日以内）に本邦に入港した船舶の乗組員も、調査時に入港地にいたとみなして調査しています。

昭和20年の人口調査では、陸海軍の部隊・艦船内にあった人及び外国人（韓国・朝鮮又は台湾の国籍を有する者を除く。）を、22年は外国政府の外交使節団・領事機関の構成員等及び外国軍隊の軍人・軍属等を、調査の対象から除外しています。

昭和15年の調査では、軍人・軍属等についてはそれらが海外にいるとしないを問わず、すべてその家族などのいる応召前の住所で調査しています。したがって、これらの軍人・軍属等を含めた「全人口」及びそれらを除外した「銃後人口」を集計しています。

<沖縄県の人口>

沖縄県は、昭和47年5月15日に我が国に復帰し、50年の調査から調査地域となりましたが、復帰前の沖縄県においても、琉球列島軍政本部又は琉球政府が、25年から45年まで、5回の国勢調査を行っています。昭和40年及び45年調査では各年10月1日午前零時現在、25年、30年及び35年調査では各年12月1日午前零時現在の人口です。この間の沖縄県における調査の「人口」の定義は以下のようになっています。

○ 昭和30～45年

調査した人口は「常住人口」です。昭和30年の調査では、常住基準となる居住期間を4か月とし、35年以降の調査では3か月としています。

また、調査の対象から除外したものは次のとおりである。

- (1) 琉球に駐留するアメリカ合衆国軍隊の構成員又は軍属及びその家族
- (2) 琉球住民でないもので、琉球政府以外の政府の公務を帯びて琉球に駐在するもの及びその家族
- (3) 軍事施設内に住居を有する非琉球人及びその配偶者並びにその子となっている琉球人

○ 昭和25年

調査した人口は「現在人口」です。

また、調査の対象から除外したものは次のとおりである。

- (1) 連合国軍の将兵及び連合国軍に付属し、又は随伴する者並びにその家族
- (2) 連合国軍最高司令官が任命又は承認した使節団の構成員及びその家族
- (3) 連合国政府の公務を帯びて琉球に駐在する者及びこれらに随伴する者並びにその家族

人口重心

「人口重心」とは、人口の一人一人が同じ重さを持つと仮定して、その地域内の人口が、全体として平衡を保つことのできる点をいいます。

人口重心は、基本単位区の図形中心点にその基本単位区の人口が集まっているものと仮定し、市区町村、都道府県及び全国の人口重心を算出しています。

(注) 平成12年調査までは、市町村役場の位置に市区町村の人口が集まっているものと仮定し、都道府県及び全国の人口重心を算出していましたが、平成17年調査から、市町村合併の進展を踏まえ、より精緻に算出する観点から、上記の方法に変更しました。

市区町村、都道府県及び全国の人口重心は、次の計算により算出しています。

(1) 市区町村の人口重心

$$x = \frac{\sum w_i x_i \cos(y_i)}{\sum w_i \cos(y_i)}$$
$$y = \frac{\sum w_i y_i}{\sum w_i}$$

x, y : 人口重心の経度, 緯度

x_i, y_i : 基本単位区ごとの面積の中心点の経度, 緯度 (注)

w_i : 基本単位区ごとの人口

(注) 上式の計算に用いた基本単位区の緯度, 経度は、総務省統計局が保有する地理情報システムであるセンサス・マッピング・システム (CMS) に登録されている基本単位区境界情報 (約2,500分の1の地形図) 上で測定しています。

(2) 都道府県の人口重心

都道府県の人口重心は、(1)で求めた市区町村の人口重心の経度, 緯度を x_i, y_i とし、市区町村の人口を w_i として(1)の計算式で算出しています。

(3) 全国の人口重心

全国の人口重心は、(2)で求めた都道府県の人口重心の経度, 緯度を x_i, y_i とし、都道府県の人口を w_i として(1)の計算式で算出しています。

面積と人口密度

○ 統計表に掲載してある面積は、国土交通省国土地理院が公表した各年10月1日現在の「全国都道府県市区町村別面積調」によっています。

平成22年調査までは、国土地理院が公表した市区町村別面積のうち、境界未定のため関係市区町村の合計面積のみが表示されているものなどについて、総務省統計局において面積を推定していました。しかし、平成26年から国土地理院が境界未定地域に係る市区町村の面積を算出するようになったことを受けて、平成27年調査では、国土地理院の公表する面積を用いています。

なお、人口密度については、国勢調査令等によって調査の対象外であった地域（平成27年調査では歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島及び竹島）の面積を除いて算出しています。

○ 平成12年市町村（合併該当市区町村における12年10月1日当時の市区町村）の面積は、12年調査の集計で用いた面積（平成12年全国都道府県市区町村別面積調及び統計局で推定した境界未定地域の面積）を用いています。このため、平成12年市町村別の面積を合計しても、現在（合併後）の市区町村面積とは一致しないことに留意が必要です。

○ 人口集中地区の面積は、総務省統計局において測定したものです。ただし、全域が人口集中地区となる市区町村の面積は、上記の「全国都道府県市区町村別面積調」によっています。

<沖縄県の面積>

沖縄県の面積のうち昭和25年は琉球列島軍政本部が、30年～45年は琉球政府がそれぞれ実施した国勢調査の報告書によっています。

人口性比

「人口性比」とは、女性100人に対する男性の数をいいます。

$$\text{人口性比} = \frac{\text{男性人口}}{\text{女性人口}} \times 100$$

年齢・平均年齢・年齢中位数

(1) 年齢

「年齢」は、平成27年9月30日現在の満年齢を基に集計しています。なお、平成27年10月1日午前零時に生まれた人は0歳としています。

<過去の年齢の定義>

昭和35年調査までは、調査日現在による満年齢を基に集計しています。また、昭和15年及び22年の調査では、満年齢のほかに数え年の集計も行っています。

(2) 平均年齢

「平均年齢」は、以下のとおり算出しています。

$$\text{平均年齢} = \frac{\text{年齢（各歳）} \times \text{各歳別人口}}{\text{各歳別人口の合計（年齢「不詳」を除く。）}} + 0.5$$

※ 平均年齢に0.5を加える理由

国勢調査では、9月30日現在の満年齢（誕生日を迎えるごとに1歳を加える年齢の数え方）を用いて集計しています。

つまり、9月30日現在でX歳と0日の人も、X歳と364日の人も同じX歳として集計しています。

そこで、平均年齢を算出する際、X歳と0日から364日までの人がいることを考慮し、平均である半年分（0.5歳）を加えているものです。

(3) 年齢中位数

「年齢中位数」とは、人口を年齢順に並べたとき、その中央で人口を2等分する境界点にある年齢のことをいいます。

配偶関係

「配偶関係」は、届出の有無にかかわらず、実際の状態により、次のとおり区分しています。

区分	内容
未婚	まだ結婚したことのない者
有配偶	届出の有無に関係なく、妻又は夫のある者
死別	妻又は夫と死別して独身の者
離別	妻又は夫と離別して独身の者
配偶関係 「不詳」	未回答などにより配偶関係が判断できない場合

国籍 27年変更

平成27年変更内容

区分が、インドを加えた12区分となりました。また、中区分・詳細区分の結果を基本集計で公表することとしました。

平成27年調査では、国籍を「日本」のほか、外国人について以下のように区分しています。
 12区分－「韓国，朝鮮」，「中国」，「フィリピン」，「タイ」，「インドネシア」，「ベトナム」，
 「インド」，「イギリス」，「アメリカ」，「ブラジル」，「ペルー」，「その他」
 中区分（28区分）－その国籍を有するものが2,000人以上いる国
 詳細区分（195区分）－平成27年10月1日現在の日本承認国

調査年	基本集計	特別集計	追加集計
平成22年	11区分 「韓国，朝鮮」，「中国」，「フィリピン」， 「タイ」，「インドネシア」，「ベトナム」， 「イギリス」，「アメリカ」，「ブラジル」， 「ペルー」，「その他」	－	35区分 190 区分
平成17年	11区分 「韓国，朝鮮」，「中国」，「フィリピン」， 「タイ」，「インドネシア」，「ベトナム」， 「イギリス」，「アメリカ」，「ブラジル」， 「ペルー」，「その他」	34区分 186区分	－
平成12年	10区分 「韓国，朝鮮」，「中国」，「フィリピン」， 「タイ」，「フィリピン，タイ以外の東南 アジア，南アジア」，「イギリス」，「アメ リカ」，「ブラジル」，「ペルー」，「その他」	44区分 186区分	－

平成 7 年	10区分 「韓国, 朝鮮」, 「中国」, 「フィリピン」, 「タイ」, 「フィリピン, タイ以外の東南 アジア, 南アジア」, 「イギリス」, 「アメ リカ」, 「ブラジル」, 「ペルー」, 「その他」	41区分 180区分	-
平成 2 年	6 区分 「韓国, 朝鮮」, 「中国」, 「アメリカ」, 「フィリピン」, 「東南アジア, 南アジア のその他」, 「その他」	31区分 151区分	-
昭 和 60 年 以前	4 区分 「韓国, 朝鮮」, 「中国」, 「アメリカ」, 「その他」	-	-

《 注 意 点 》

昭和35年及び40年の沖縄県の調査では、「韓国, 朝鮮」が「その他」に含まれています。
二つ以上の国籍を持つ人の扱いは、以下のとおりです。

調査年	国籍
昭和55年以降	① 日本と日本以外の国の国籍を持つ人は「日本」 ② 日本以外の二つ以上の国の国籍を持つ人は、調査票の国名欄に 記入された国
昭和30年～50年	調査票の国名欄の最初に記入された国 ＜昭和40年における例外＞ 調査票に記入された国の中に ① 韓国, 朝鮮があるとき…「韓国, 朝鮮」 ② 韓国, 朝鮮がなく, 中国があるとき…「中国」
昭和25年調査	「その他」

2 世帯・家族の属性に関する用語

世帯の種類

昭和60年以降の調査では、世帯を次のとおり「一般世帯」と「施設等の世帯」に区分しています。

区分	内容
一般世帯	ア 住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者 ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含めています。 イ 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者 ウ 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舍、独身寮などに居住している単身者
施設等の世帯	
寮・寄宿舍の学生・生徒	学校の寮・寄宿舍で起居を共にし、通学している学生・生徒の集まり (世帯の単位：棟ごと)
病院・療養所の入院者	病院・療養所などに、すでに3か月以上入院している入院患者の集まり (世帯の単位：棟ごと)
社会施設の入所者	老人ホーム、児童保護施設などの入所者の集まり (世帯の単位：棟ごと)
自衛隊営舎内居住者	自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者の集まり (世帯の単位：中隊又は艦船ごと)
矯正施設の入所者	刑務所及び拘置所の被収容者並びに少年院及び婦人補導院の在院者の集まり (世帯の単位：建物ごと)
その他	定まった住居を持たない単身者や陸上に生活の本拠（住所）を有しない船舶乗組員など (世帯の単位：一人一人)

<過去の世帯の定義>

昭和55年以前の調査では、世帯の定義は次のようになっています。

○ 昭和55年

昭和55年調査では、世帯を「普通世帯」と「準世帯」に区分しています。

区分	内容								
普通世帯	住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者 ただし、普通世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なくすべて雇主の世帯に含めています。								
準世帯	<table><tr><td>間借り・下宿などの単身者（世帯の単位：単身者一人一人）</td></tr><tr><td>会社などの独身寮の単身者（世帯の単位：単身者一人一人）</td></tr><tr><td>寮・寄宿舎の学生・生徒（世帯の単位：棟ごと）</td></tr><tr><td>病院・療養所の入院者（世帯の単位：施設ごと）</td></tr><tr><td>社会施設の入所者（世帯の単位：棟ごと）</td></tr><tr><td>自衛隊営舎内居住者（世帯の単位：調査単位ごと）</td></tr><tr><td>矯正施設の入所者（世帯の単位：調査単位ごと）</td></tr><tr><td>その他（世帯の単位：一人一人）</td></tr></table>	間借り・下宿などの単身者（世帯の単位：単身者一人一人）	会社などの独身寮の単身者（世帯の単位：単身者一人一人）	寮・寄宿舎の学生・生徒（世帯の単位：棟ごと）	病院・療養所の入院者（世帯の単位：施設ごと）	社会施設の入所者（世帯の単位：棟ごと）	自衛隊営舎内居住者（世帯の単位：調査単位ごと）	矯正施設の入所者（世帯の単位：調査単位ごと）	その他（世帯の単位：一人一人）
間借り・下宿などの単身者（世帯の単位：単身者一人一人）									
会社などの独身寮の単身者（世帯の単位：単身者一人一人）									
寮・寄宿舎の学生・生徒（世帯の単位：棟ごと）									
病院・療養所の入院者（世帯の単位：施設ごと）									
社会施設の入所者（世帯の単位：棟ごと）									
自衛隊営舎内居住者（世帯の単位：調査単位ごと）									
矯正施設の入所者（世帯の単位：調査単位ごと）									
その他（世帯の単位：一人一人）									

なお、昭和60年以降の調査における一般世帯、施設等の世帯の区分と、55年調査での普通世帯、準世帯との対応関係は以下のとおりです。

一般世帯、施設等の世帯と、普通世帯、準世帯との区分の対応関係

	一 般 世 帯	施 設 等 の 世 帯
普 通 世 帯	○ 住居と生計を共にしている人の集まり ○ 一戸を構えて住んでいる単身者	
準 世 帯	○ 間借り・下宿などの単身者 ○ 会社などの独身寮の単身者	○ 寮・寄宿舎の学生・生徒 ○ 病院・療養所の入院者 ○ 社会施設の入所者 ○ 自衛隊営舎内居住者 ○ 矯正施設の入所者 ○ その他

○ 昭和35年～50年

昭和35年～50年の調査における世帯の定義は、55年調査と次の点で異なっています。

- (1) 単身の住み込みの営業使用人は、5人以下の場合は雇主の世帯に含め、これを普通世帯とし、6人以上の場合は、営業使用人だけをまとめて一つの準世帯としています。
- (2) 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舍・独身寮などで、起居を共にしている単身者は、その寄宿舍・独身寮の棟ごとにまとめて一つの準世帯としています。

ただし、各戸が住宅の要件を備えている場合で、管理人以外に家族から成る普通世帯と単身者（一戸の居住者数は無関係）が同じ棟に居住しているような寮の単身者は、昭和55年調査と同様に一人一人を一つの普通世帯としています。なお、一戸に単身者二人以上が居住している場合は、一人を「給与住宅」に住む普通世帯、他を一人ずつ「住宅に間借り」の準世帯としています。

《注意点》

昭和40年調査は、準世帯の内訳を調査していないため、一般世帯と施設等の世帯に区分することができないことから、時系列比較ができません。

○ 昭和30年

昭和30年調査の世帯の定義は、35年～50年調査と次の点で異なっています。

- (1) 単身の住み込みの営業使用人はすべて、雇主の普通世帯に含めています。
- (2) 間借り又は下宿屋に住み、それぞれ独立して生計を維持している単身者は、一人一人を準世帯とせず、棟ごとにまとめて一つの準世帯としています。

○ 昭和25年

昭和25年調査の世帯の定義は、単独世帯（p. 36参照）の世帯主を「一人の準世帯」としてのことのみ30年調査と異なっています。

なお、普通世帯と一人の準世帯を合わせて「一般世帯」として表章しています。

○ 大正9年～昭和22年

大正9年～昭和22年における世帯の定義は、30年調査と次の点で異なっています。

- ①いわゆる素人下宿の単身下宿人は下宿主の普通世帯に含めています。
- ②間借り自炊している単身者は間借主とは別の普通世帯としています。

《注意点》

昭和22年以前の調査では、現在地方式によって人口を把握しているため、例えば、10月1日午前零時をはさんで旅行中の人は、旅館宿泊者の準世帯として把握しています。

世帯の定義の変遷：大正9年～平成27年

区 分		大正 9 年 ～昭和22年	昭和25年	昭和30年	昭和35年 ～50年	昭和55年	昭和60年以降
単 独 世 帯 の 世 帯 主		普通世帯	一人の準世帯	普 通 世 帯		普通(単独)世帯	一般世帯
二人以上の普通世帯の世帯主 世 帯 主 の 親 族 単 身 の 同 居 人 単身の住み込みの家事使用人		普 通 世 帯					一般世帯
単身の住み込み 営業使用人	5人以下の場合	雇 主 の 普 通 世 帯			雇主の普通世帯	雇主の普通世帯	雇主の一般世帯
	6人以上の場合				まとめて一つの 準世帯		
素 人 下 宿 の 単身の下宿人	1人だけの場合	下 宿 主 の 普 通 世 帯	一 人 の 準 世 帯				一人の一般世帯
	2人以上の場合		まとめて一つの準世帯		一人一人を一つの準世帯		一人一人を 一つの一般世帯
間 借 り 自 炊 する単身者	1人だけの場合	間 貸 主 と は 別の普通世帯	一 人 の 準 世 帯				一人の一般世帯
	2人以上の場合		まとめて一つの準世帯		一人一人を一つの準世帯		一人一人を 一つの一般世帯
下宿屋に下宿している単身者		ま と め て 一 つ の 準 世 帯			一人一人を一つの準世帯		一人一人を 一つの一般世帯
会社などの独身寮(寄宿舎)		ま と め て 一 つ の 準 世 帯				一人一人を 一つの準世帯	一人一人を 一つの一般世帯
学 校 の 寄 宿 舎 病 院 ・ 療 養 所 社 会 施 設 船 旧軍隊・旧警察予備隊・自衛隊 矯 正 施 設		ま と め て 一 つ の 準 世 帯					まとめて一つの 施設等の世帯

(注)「まとめて一つ」とは、個々の準世帯及び施設等の世帯において住居、棟などにまとめるという意味です。

<沖縄県の世帯>

沖縄県の調査で用いた世帯の定義のうち、本土と異なるのは昭和35年調査における次の点のみです。

- ① 普通世帯と住居を共にし、生計を別にして単身の同居人、間借り人、4人以下の単身の下宿人及び営業使用人は、一人一人を一つの普通世帯としています。
- ② 準世帯は、「その他の世帯」として表章されており、この中には、普通世帯と住居を共にし、生計を別にして単身の家事使用人（一人一人を一つの世帯）と5人以上の下宿人及び営業使用人（まとめて一つの世帯）を含めています。

世帯主・世帯人員

(1) 世帯主

国勢調査における世帯主とは、収入の多少、住民基本台帳の届出等に関係なく、各世帯の判断によっています。

(2) 世帯人員

世帯を構成する各人（世帯員）を合わせた数をいいます。

世帯の家族類型

「世帯の家族類型」は、一般世帯を、その世帯員の世帯主との続き柄により、次のとおり区分した分類をいいます。

区分	内容
A－親族のみの世帯	二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のみからなる世帯
B－非親族を含む世帯	二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にない人がいる世帯
C－単独世帯	世帯人員が一人の世帯
世帯の家族類型「不詳」	世帯の家族類型が判定できない世帯

<参考>

平成17年以前の調査では、親族のみの世帯に同居する非親族（住み込みの従業員、家事手伝いなど）がいる場合は、親族世帯に含めていました。例えば、上記でいう「(1) 夫婦のみの世帯」という場合には、夫婦二人のみの世帯のほか、夫婦と住み込みの家事手伝いから成る世帯も含めていました。

また、親族のみの世帯については、その親族の中で原則として最も若い世代の夫婦とその他の親族世帯員との関係によって、次のとおり区分しています。

区分	備考
1 核家族世帯 (1) 夫婦のみの世帯 (2) 夫婦と子供から成る世帯 (3) 男親と子供から成る世帯 (4) 女親と子供から成る世帯	[1], [2]の分類は、平成7年調査から用いている
2 核家族以外の世帯	
(5) 夫婦と両親から成る世帯	
[1] 夫婦と夫の親から成る世帯	
[2] 夫婦と妻の親から成る世帯	
(6) 夫婦とひとり親から成る世帯	
[1] 夫婦と夫の親から成る世帯	
[2] 夫婦と妻の親から成る世帯	
(7) 夫婦、子供と両親から成る世帯 ¹⁾	
[1] 夫婦、子供と夫の親から成る世帯	
[2] 夫婦、子供と妻の親から成る世帯	

	(8) 夫婦、子供とひとり親から成る世帯 ¹⁾	
	[1] 夫婦、子供と夫の親から成る世帯	
	[2] 夫婦、子供と妻の親から成る世帯	
	(9) 夫婦と他の親族（親、子供を含まない）から成る世帯 例) 世帯主夫婦と世帯主の祖母から成る世帯	
	(10) 夫婦、子供と他の親族（親を含まない）から成る世帯 例) 世帯主夫婦と配偶者のない世帯主の子供と世帯主の祖母から成る世帯（注）	
	(11) 夫婦、親と他の親族（子供を含まない）から成る世帯 ¹⁾	
	[1] 夫婦、夫の親と他の親族から成る世帯 例) 世帯主夫婦、世帯主の親と世帯主の兄弟姉妹から成る世帯	
	[2] 夫婦、妻の親と他の親族から成る世帯	
	(12) 夫婦、子供、親と他の親族から成る世帯 ¹⁾	
	[1] 夫婦、子供、夫の親と他の親族から成る世帯 例) 世帯主夫婦と配偶者のない世帯主の子供、世帯主の親と世帯主の祖母から成る世帯（注）	
	[2] 夫婦、子供、妻の親と他の親族から成る世帯	
	(13) 兄弟姉妹のみから成る世帯 例) 配偶者のない世帯主と世帯主の兄から成る世帯（注）	昭和45年及び50年調査は、 (14)に含んでいる
	(14) 他に分類されない世帯 例) 配偶者のない世帯主と世帯主の祖母から成る世帯（注）	

1) 夫の親か妻の親か特定できない場合を含みます。

(注)ここでの「配偶者のない」とは、同じ世帯の中に配偶者となる世帯員がいない場合です。

3 世代世帯

「3 世代世帯」とは、世帯主との続き柄が、祖父母、世帯主の父母（又は世帯主の配偶者の父母）、世帯主（又は世帯主の配偶者）、子（又は子の配偶者）及び孫の直系世代のうち、三つ以上の世代が同居していることが判定可能な世帯をいい、それ以外の世帯員がいるか否かは問いません。

したがって、4 世代以上が住んでいる場合も含みます。また、世帯主の父母、世帯主、孫のように、子（中間の世代）がいない場合も含みます。一方、叔父、世帯主、子のように、傍系となる3 世代世帯は含みません。

母子世帯・父子世帯

(1) 母子世帯

未婚、死別又は離別の女親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯をいいます。

(2) 父子世帯

未婚、死別又は離別の男親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯をいいます。

(3) 母（父）子世帯（他の世帯員がいる世帯を含む）

「母子世帯」及び「父子世帯」に、未婚、死別又は離別の女（男）親と、その未婚の20歳未満の子供及び他の世帯員（20歳以上の子供を除く。）から成る一般世帯を含めた世帯をいいます。

《注意点》

母子世帯・父子世帯についての統計表は、昭和55年調査から利用できますが、55年及び60年調査での母子世帯及び父子世帯の女親又は男親には未婚を含めていません。

高齢単身世帯・高齢夫婦世帯

(1) 高齢単身世帯

65歳以上の人一人のみの一般世帯をいいます。

(2) 高齢夫婦世帯

夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦1組のみの一般世帯をいいます。

高齢単身世帯・高齢夫婦世帯については昭和55年から集計していますが、その定義は次のとおり各回調査で若干異なっています。

区分	調査年	内容
高齢単身世帯	昭和55年及び60年	60歳以上の人一人のみの世帯 60歳以上の人一人と未婚の18歳未満の者のみから成る世帯
高齢夫婦世帯	平成2年	夫又は妻のいずれかが65歳以上の夫婦1組のみの一般世帯
	昭和55年及び60年	夫又は妻のいずれかが60歳以上の夫婦1組のみの世帯 いずれかが60歳以上の夫婦1組と未婚の18歳未満の人のみから成る世帯（ただし、未婚の18歳未満の人が世帯主である場合には、いずれかが60歳以上の夫婦が世帯主の父母又は祖父母である世帯）

外国人のいる世帯の類型

外国人のいる世帯を、次のとおり区分しています。

区分		
外国人のみ		
外国人と日本人がいる世帯		
	日本人の親族がいる世帯	
		外国人の親族がいる世帯
		外国人の親族がいない世帯
	日本人の親族がいない世帯	
	親族の状況「不詳」	
	外国人のいる世帯の類型「不詳」	

世帯の経済構成

「世帯の経済構成」は、一般世帯について世帯の主な就業者とその親族の労働力状態、従業上の地位及び産業により分類しているものであり、以下のとおり区分しています。

ここでいう「世帯の主な就業者」は、世帯主が就業者の場合は世帯主とし、世帯主が就業者でない場合は調査票で世帯主の最も近くに記入されている就業者としています。また、世帯の主な就業者の従業上の地位については、「業主」には「家族従業者」及び「家庭内職者」を含み、「雇用者」には「役員」を含みます。

なお、その世帯に同居する非親族の経済活動は考慮していません。

区分	内容
農林漁業就業者世帯	世帯の就業者が農林漁業就業者のみの世帯
農林漁業・業主世帯	世帯の主な就業者が農林漁業の業主
農林漁業・雇用者世帯	世帯の主な就業者が農林漁業の雇用者
農林漁業・非農林漁業就業者混合世帯	世帯の就業者に農林漁業就業者と非農林漁業就業者の両方がいる世帯
農林漁業・業主混合世帯	世帯の主な就業者が農林漁業の業主
農林漁業・雇用者混合世帯	世帯の主な就業者が農林漁業の雇用者
非農林漁業・業主混合世帯	世帯の主な就業者が非農林漁業の業主
非農林漁業・雇用者混合世帯	世帯の主な就業者が非農林漁業の雇用者
非農林漁業就業者世帯	世帯の就業者が非農林漁業就業者のみの世帯
非農林漁業・業主世帯	世帯の主な就業者が非農林漁業の業主で、世帯に雇用者のいない世帯
非農林漁業・雇用者世帯	世帯の主な就業者が非農林漁業の雇用者で、世帯に業主のいない世帯
非農林漁業・業主・雇用者世帯（世帯の主な就業者が業主）	世帯の主な就業者が非農林漁業の業主で、世帯に雇用者のいる世帯
非農林漁業・業主・雇用者世帯（世帯の主な就業者が雇用者）	世帯の主な就業者が非農林漁業の雇用者で、世帯に業主のいる世帯
非就業者世帯	親族に就業者のいない世帯
分類不能の世帯	上記に分類されない世帯

3 住宅・居住地に関する用語

住居の種類

一般世帯について、住居を次のとおり区分しています。

区分	内容
住宅	一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる建物(完全に区画された建物の一部を含みます。 一戸建ての住宅はもちろん、アパート、長屋などのように独立して家庭生活を営むことができるような構造になっている場合は、区画ごとに1戸の住宅となります。
住宅以外	寄宿舍・寮など生計を共にしない単身者の集まりを居住させるための建物や、病院・学校・旅館・会社・工場・事務所などの居住用でない建物 なお、仮小屋など臨時応急的に造られた住居などもこれに含まれます。
住居の種類「不詳」	未回答などにより住居の種類が判定できない場合

住宅の所有の関係

住宅に居住する一般世帯について、住宅の所有の関係を、次のとおり区分しています。

区分	内容
主世帯	「間借り」以外の次の5区分に居住する世帯
持ち家	居住する住宅がその世帯の所有である場合 なお、所有する住宅は登記の有無を問わず、また、分割払いの分譲住宅などで支払が完了していない場合も含みます。
公営の借家	その世帯の借りている住宅が、都道府県営又は市（区）町村営の賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合
都市再生機構・公社の借家	その世帯の借りている住宅が、都市再生機構又は都道府県・市区町村の住宅供給公社・住宅協会・開発公社などの賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合 ※ 雇用・能力開発機構の雇用促進住宅（移転就職者用宿舎）も含みます。
民営の借家	その世帯の借りている住宅が、「公営の借家」、「都市再生機構・公社の借家」及び「給与住宅」でない場合
給与住宅	勤務先の会社・官公庁・団体などの所有又は管理する住宅に、職務の都合上又は給与の一部として居住している場合 ※ 家賃の支払の有無を問わず、また、勤務先の会社又は雇主が借りている一般の住宅に住んでいる場合も含みます。
間借り	他の世帯が住んでいる住宅（持ち家、公営の借家、都市再生機構・公社の借家、民営の借家、給与住宅）の一部を借りて住んでいる場合

（注）昭和25年～50年の調査では「公営の借家」、「都市再生機構・公営の借家」及び「民営借家」をまとめて「借家」として調査しました。45年及び50年では「公営の借家」及び「都市再生機構・公社の借家」をまとめて「公営・公団・公社の賃貸住宅アパート」として調査しました。

また、昭和55年～平成12年の調査で「公団・公社の借家」として調査していたものを、平成17年調査から「都市再生機構・公社の借家」に変更し調査しています。

持ち家率

「持ち家率」とは、住宅に住む一般世帯に占める持ち家（世帯数）の割合です。

$$\text{持ち家率（\%）} = \frac{\text{持ち家に住む一般世帯数}}{\text{住宅に住む一般世帯数}} \times 100$$

住宅の建て方

昭和55年調査以降、各世帯が居住する住宅の建て方を、次のとおり区分しています。

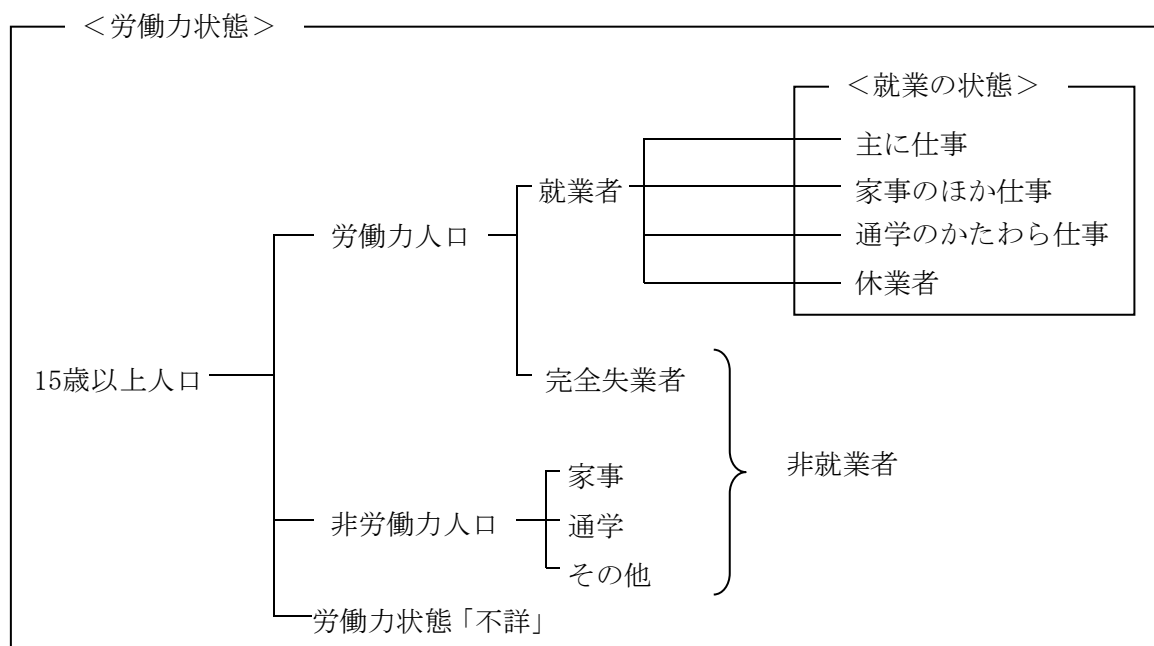
区分	内容
一戸建	1 建物が 1 住宅であるもの なお、店舗併用住宅の場合でも、1 建物が 1 住宅であればここに含みます。
長屋建	二つ以上の住宅を一棟に建て連ねたもので、各住宅が壁を共通にし、それぞれ別々に外部への出入口をもっているもの いわゆる「テラスハウス」も含みます。
共同住宅	棟の中に二つ以上の住宅があるもので、廊下・階段などを共用しているものや二つ以上の住宅を重ねて建てたもの ※ 1 階が店舗で、2 階以上が住宅になっている建物も含みます。 ※ 建物の階数及び世帯が住んでいる階により「1・2 階建」、「3～5 階建」、「6～10 階建」、「11～14 階建」、「15 階建以上」に 5 区分しています。
その他	上記以外で、例えば、工場や事務所などの一部に住宅がある場合

4 労働・就業の状態に関する用語

労働力状態・労働力率

(1) 労働力状態

「労働力状態」とは、調査年の9月24日から30日までの1週間（以下「調査週間」という。）に「仕事をしたかどうかの別」により、次のとおり区分したものです。



※ 各用語の定義は、次ページに掲載しています。

区分	内容
労働力人口	就業者及び完全失業者
就業者	調査週間中、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入など収入（現物収入を含む。）を伴う仕事を少しでもした者 なお、収入を伴う仕事を持っていて、調査週間中、少しでも仕事をしなかった人のうち、次のいずれかに該当する場合は就業者としています。 ① 勤めている人が、病気や休暇などで休んでいても、賃金や給料をもらうことになっている場合や、雇用保険法に基づく育児休業基本給付金や介護休業給付金をもらうことになっている場合 ② 事業を営んでいる人が、病気や休暇などで仕事を休み始めてから30日未満の場合 また、家族の人が自家営業（個人経営の農業や工場・店の仕事など）の手伝いをした場合は、無給であっても、収入を伴う仕事をしたこととして、就業者に含めています。
主に仕事	主に勤め先での仕事や自家営業などの仕事をしていた場合
家事のほか仕事	主に家事などをしていて、そのかわり、例えばパートタイムでの勤め、自家営業の手伝い、賃仕事など、少しでも収入を伴う仕事をした場合
通学のかたわら仕事	主に通学していて、そのかわり、例えばアルバイトなど、少しでも収入を伴う仕事をした場合
休業者	① 勤めている人が、病気や休暇などで休んでいても、賃金や給料をもらうことになっている場合や、雇用保険法に基づく育児休業基本給付金や介護休業給付金をもらうことになっている場合 ② 事業を営んでいる人が病気や休暇などで仕事を休み始めてから30日未満の場合
完全失業者	調査週間中、収入を伴う仕事を少しもしなかった者のうち、仕事に就くことが可能であって、かつ、ハローワーク（公共職業安定所）に申し込むなどして積極的に仕事を探していた者
非労働力人口	調査週間中、収入を伴う仕事を少しもしなかった者のうち、休業者及び完全失業者以外の者
家事	自分の家で主に炊事や育児などの家事をしていた場合
通学	主に通学していた場合
その他	上のどの区分にも当てはまらない場合（幼児・高齢者など）
労働力状態「不詳」	未回答などにより労働力状態が判定できない場合

《注意点》

「通学」には、小学校・中学校・高等学校・高等専門学校・短期大学・大学・大学院のほか、予備校・洋裁学校などの各種学校・専修学校に通っている場合も含まれます。

昭和25年以降の調査では、上記の「就業者」、「完全失業者」及び「非労働力人口」の定義に差異はありません。ただし、昭和25年の結果及び30年の沖縄県の結果については14歳以上人口について集計しています。

(2) 労働力率

「労働力率」とは、15歳以上人口（労働力状態「不詳」を除く。）に占める労働力人口の割合のことをいいます。

$$\frac{\text{労働力人口}}{\text{15歳以上人口（労働力状態「不詳」を除く。）}} \times 100$$

従業上の地位

「従業上の地位」とは、就業者について、調査週間中にその人が仕事をしていた事業所における地位によって、以下のとおり区分したものです。

区分	内容
雇用者	会社員・工員・公務員・団体職員・個人商店の従業員・住み込みの家事手伝い・日々雇用されている人・パートタイムやアルバイトなど、会社・団体・個人や官公庁に雇用されている人で、次にいう「役員」でない人
正規の職員・従業員	勤め先で一般職員又は正社員と呼ばれている人
労働者派遣事業所の派遣社員	労働者派遣法（「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」）に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されている人
パート・アルバイト・その他	・ 就業の時間や日数に関係なく、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれらに近い名称で呼ばれている人 ・ 専門的職種に従事させることを目的に契約に基づき雇用され、雇用期間の定めのある「契約社員」や、労働条件や雇用期間に関係なく、勤め先で「嘱託職員」又はそれに近い名称で呼ばれている人
役員	会社の社長・取締役・監査役、団体・公益法人や独立行政法人の理事・監事などの役員
雇人のある業主	個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士などで、雇人がいる人
雇人のない業主	個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士・著述家・家政婦などで、個人又は家族とだけで事業を営んでいる人
家族従業者	農家や個人商店などで、農仕事や店の仕事などを手伝っている家族
家庭内職者	家庭内で賃仕事（家庭内職）をしている人
従業上の地位「不詳」	未回答などにより従業上の地位が判定できない場合

「従業上の地位」の区分は、各回調査で若干異なっており、その変遷は以下のとおりです。

なお、昭和15年調査からは、3区分で時系列比較をすることが可能となっています。

昭和25年～45年の沖縄県においても、「従業上の地位」は本土の調査と同じ定義で調査したため3区分で時系列比較することが可能となっています。

調査年	区分数	3区分表章での区分		
		自営業主	雇用者	家族従業者
平成22年及び27年	6区分	雇人のある業主 雇人のない業主 家庭内職者	雇用者 正規の職員・従業員 労働者派遣事業所の派遣社員 パート・アルバイト・その他 役員	家族従業者
平成12年及び17年	6区分	雇人のある業主 雇人のない業主 家庭内職者	雇用者 常雇 臨時雇 役員	家族従業者
昭和50年～平成7年	6区分	雇人のある業主 雇人のない業主 家庭内職者	雇用者 役員	家族従業者
昭和45年	6区分	雇人のある業主 雇人のない業主 内職者	雇用者 役員	家族従業者
昭和40年	5区分	自営業主 内職者	雇用者 会社などの役員	自家営業の手伝い
昭和35年	7区分	雇人のある業主 雇人のない業主 内職者	官公の雇用者 民間の雇用者 民間の役員	家族従業者
昭和30年	5区分	雇人のある業主 雇人のない業主	官公の雇用者 民間の雇用者	家族従業者
昭和25年	5区分	雇人のある業主 単独の業主	一般の雇用者 官公の雇用者	家族従業者
昭和22年	4区分	個人業主	会社及び団体の役員 雇用者	家族従業者
昭和15年	3区分	事業主	その他の有業者	家族従業者
大正9年及び昭和5年	2区分	業主	業主以外	

産業

「産業」とは、就業者について、調査週間中にその人が実際に仕事をしていた事業所の主な事業の種類によって分類したものをいいます（調査週間中「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん仕事をしている事業所の主な事業の種類）。

国勢調査に用いている産業分類は、日本標準産業分類を国勢調査に適合するように集約して編成したもので、分類の詳しさの程度により、大分類、中分類、小分類があります。

平成27年調査の産業分類は、平成25年10月に改定された日本標準産業分類を基に再編成したもので、大分類が20項目、中分類が82項目、小分類が253項目となっています。

報告書等では、産業大分類を3区分に集約している場合がありますが、その区分は以下によっています。

区分	内訳
第1次産業	A 農業、林業 B 漁業
第2次産業	C 鉱業、採石業、砂利採取業 D 建設業 E 製造業
第3次産業	F 電気・ガス・熱供給・水道業 G 情報通信業 H 運輸業、郵便業 I 卸売業、小売業 J 金融業、保険業 K 不動産業、物品賃貸業 L 学術研究、専門・技術サービス業 M 宿泊業、飲食サービス業 N 生活関連サービス業、娯楽業 O 教育、学習支援業 P 医療、福祉 Q 複合サービス事業 R サービス業（他に分類されないもの） S 公務（他に分類されるものを除く）

※ 詳しい定義や内容例示については、日本標準産業分類

（http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/index.htm）を参照してください。

産業大分類のうち「T 分類不能の産業」については上記の3区分には含んでいません。

<参考>（特殊な再編成）

「I 卸売業、小売業」の中分類「無店舗小売業」については、販売品によりそれぞれの小売業に分類することとし、有店舗、無店舗を区別していません。小分類「管理、補助的経済活動を行う事業所」については、その活動の対象となる事業所の主な経済活動と同一の分類とします。

《注意点》

- ① 仕事をしていた事業所が二つ以上ある場合は、その人が主に仕事をしていた事業所の事業の種類によっています。
- ② 労働者派遣事業所から派遣されて仕事をしている人は、派遣先の事業所の主な事業の種類によって分類しています。

職業

「職業」とは、就業者について、調査週間中、その人が実際に従事していた仕事の種類によって分類したものをいいます（調査週間中「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん実際に従事していた仕事の種類）。

なお、従事した仕事が二つ以上ある場合は、その人が主に従事した仕事の種類によっています。

平成27年国勢調査に用いた職業分類は、日本標準職業分類（平成21年12月設定）を基に再編成したもので、12項目の大分類、57項目の中分類、232項目の小分類から成っています。

※ 詳しい定義や内容例示については、日本標準職業分類

（http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/shokgyou/21index.htm）を参照してください。

社会経済分類

「社会経済分類」は、人口を社会的・経済的特性によって分類したもので昭和45年調査から設けています。

これは、全人口について、まず年齢及び労働力状態により、さらに、就業者については職業及び従業上の地位を踏まえて分類したものです。分類区分は以下のとおりとなっています。

- | | | |
|----------------|----------------|--------------|
| 1 農林漁業者 | 9 教員・宗教家 | 17 保安職 |
| 2 農林漁業雇用者 | 10 文筆家・芸術家・芸能家 | 18 内職者 |
| 3 会社団体役員 | 11 管理職 | 19 学生生徒 |
| 4 商店主 | 12 事務職 | 20 家事従事者 |
| 5 工場主 | 13 販売人 | 21 その他の15歳以上 |
| 6 サービス・その他の事業主 | 14 技能者 | 非就業者 |
| 7 専門職業者 | 15 労務作業者 | 22 15歳未満の者 |
| 8 技術者 | 16 個人サービス人 | 23 分類不能 |

平成27年国勢調査経済社会分類表

社会経済分類	年齢	労働力状態 1)	職業			従業上の地位 2)			
			大分類	中分類	小分類				
農林漁業者	15歳以上	1～4	G 農林漁業従事者	46 農業従事者	461 , 462 , 469	4～7			
				47 林業従事者	(471 ～ 479)	4～7			
				48 漁業従事者	(481 ～ 489)	4～7			
農林漁業雇用者	15歳以上	1～4	G 農林漁業従事者	46 農業従事者	461 , 462 , 469	1～3			
				47 林業従事者	(471 ～ 479)	1～3			
				48 漁業従事者	(481 ～ 489)	1～3			
会社団体役員	15歳以上	1～4	A 管理的職業従事者	02 法人・団体役員	(021 , 02a)	4			
商店主	15歳以上	1～4	D 販売従事者	32 商品販売従事者	321 , 322	4～7			
			E サービス職業従事者	40 接客・給仕職業従事者	401	4～7			
工場主	15歳以上	1～4	H 生産工程従事者	49 製品製造・加工処理従事者 （金属製品）	(49a ～ 49j)	4, 5			
				50 製品製造・加工処理従事者 （金属製品を除く）	(50a ～ 50j)	4, 5			
				51 機械組立従事者	(51a ～ 51f)	4, 5			
				55 機械整備・修理従事者	(551 ～ 555)	4, 5			
				56 製品検査従事者	(56a ～ 579)	4, 5			
				58 機械検査従事者	(581 ～ 585)	4, 5			
				59 生産関連・生産類似作業従事者	59n , 592	4, 5			
				J 建設・採掘従事者	65 建設・土木作業従事者	651 , 653 , 662 , 665 ～ 68a	4, 5		
				サービス・その他の事業主	15歳以上	1～4	A 管理的職業従事者	03 その他の管理的職業従事者	049
			B 専門的・技術的職業従事者				17 法務従事者	179	5
C 事務従事者	21 著述家、記者、編集者	212	5						
	25 一般事務従事者	(25a ～ 25c)	5						
	26 会計事務従事者	(26a)	5						
	27 生産関連事務従事者	(27a)	5						
	28 営業・販売事務従事者	(28a)	5						
	29 外勤事務従事者	(291 ～ 299)	5						
	30 運輸・郵便事務従事者	(30a , 303)	5						
	31 事務用機器操作員	(311 ～ 31a)	5						
	D 販売従事者	32 商品販売従事者	324 ～ 326				5		
		33 販売類似職業従事者	(331 ～ 33a)				5		
34 営業職業従事者		(343 ～ 34c)	5						
E サービス職業従事者		35 家庭生活支援サービス職業従事者	359				5		
36 介護サービス職業従事者		361	5						
F 保安職業従事者	38 生活衛生サービス職業従事者	(381 ～ 38a)	5						
	39 飲食物調理従事者	(391 , 392)	5						
	40 接客・給仕職業従事者	402 ～ 407	5						
	41 居住施設・ビル等管理人	(41a ～ 414)	5						
	42 その他のサービス職業従事者	(421 ～ 429)	5						
	H 生産工程従事者	43 保安職業従事者	452 ～ 459				4, 5		
		59 生産関連・生産類似作業従事者	59p				4, 5		
	I 輸送・機械運転従事者	61 自動車運転従事者	(61a)				4, 5		
		62 船舶・航空機運転従事者	623				4, 5		
		63 その他の輸送従事者	63a , 63c				4, 5		
J 建設・採掘従事者		64 定置・建設機械運転従事者	(641 ～ 64a)				4, 5		
		65 建設・土木作業従事者	652 , 661 , 663 , 664				4, 5		
	K 運搬・清掃・包装等従事者	67 電気工事従事者	(67a ～ 679)				4, 5		
69 採掘従事者		(693 , 69a)	4, 5						
70 運搬従事者		702 ～ 706	4, 5						
71 清掃従事者		711 , 71a , 71c	4, 5						
72 包装従事者		(721)	4, 5						
73 その他の運搬・清掃・包装等		(739)	4, 5						
L 分類不能の職業		99 分類不能の職業	(999)	4, 5					

社会経済分類	年齢	労働力状態 1)	職業			従業上の地位 2)
			大分類	中分類	小分類	
労務作業者	15歳以上	1～4	J 建設・採掘従事者 K 運搬・清掃・包装等従事者	65 建設・土木作業従事者	651 , 681 , 682	1, 3, 6, 7
				69 採掘従事者	(693 , 69a)	1, 2, 3, 6, 7
				70 運搬従事者	701	1～7
				71 清掃従事者	702 ～ 706 711 , 71a , 71c	1, 2, 3, 6, 7
				73 その他の運搬・清掃・包装等	(739)	1, 2, 3, 6, 7
個人サービス人	15歳以上	1～4	E サービス職業従事者 F 保安職業従事者 K 運搬・清掃・包装等従事者	35 家庭生活支援サービス職業従事者	(351 , 359)	1～4, 6
				36 介護サービス職業従事者	(361 , 362)	1～
				38 生活衛生サービス職業従事者	(381 ～ 38a)	4, 6, 7
				39 飲食物調理従事者	(391 , 392)	1～
				40 接客・給仕職業従事者	401	4, 6, 7
					402 ～ 407	1～3
				41 居住施設・ビル等管理人	(41a ～ 414)	1～
				42 その他のサービス職業従事者	(421 ～ 429)	4, 6, 7
				43 保安職業従事者	453 , 459	1～
				71 清掃従事者	712	4, 6, 7
保安職	15歳以上	1～4	F 保安職業従事者	43 保安職業従事者	(43a ～ 459)	1, 2, 3
内職者	15歳以上	1～3	C 事務従事者 H 生産工程従事者 K 運搬・清掃・包装等従事者 L 分類不能の職業	25 一般事務従事者	25c	8
				49 製品製造・加工処理従事者(金属製品)	49j	8
				50 製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)	50c ～ 50j	8
				51 機械組立従事者	(51a ～ 51f)	8
				56 製品検査従事者	(56a ～ 579)	8
				58 機械検査従事者	(581 ～ 585)	8
				59 生産関連・生産類似作業従事者	59n , 592	8
				72 包装従事者	(721)	8
				99 分類不能の職業	(999)	8
学生生徒	15歳以上	7	—	—	—	—
家事従事者	15歳以上	6	—	—	—	—
その他の15歳以上非就業者	15歳以上	5, 8	—	—	—	—
15歳未満の者	15歳未満	—	—	—	—	—
分類不能	15歳以上	1～4	L 分類不能の職業	99 分類不能の職業	(999)	1, 2, 3, 6, 7

(注) 小分類欄の()は、該当する職業中分類に含まれる職業小分類項目全てであることを示す。

1) 労働力状態

- 1 主に仕事
- 2 家事などのほか仕事
- 3 通学のかたわら仕事
- 4 仕事を休んでいた
- 5 仕事を探していた
- 6 家事
- 7 通学
- 8 その他

2) 従業上の地位

- 1 正規の職員・従業員
- 2 労働者派遣事業所の派遣社員
- 3 パート・アルバイト・その他
- 4 役員
- 5 雇人のある業主
- 6 雇人のない業主
- 7 家族従業者
- 8 家庭内職者

5 世帯の移動に関する用語

居住期間

「居住期間」とは、その世帯の世帯員が現在の場所に住んでいる期間をいい、「出生時から」、「1年未満」、「1年以上5年未満」、「5年以上10年未満」、「10年以上20年未満」、「20年以上」、居住期間「不詳」に区分しています。

なお、現在の場所に住み始めてから、転勤、旅行などのため3か月以上にわたる不在期間がある場合は、その不在期間の後、現在の場所に戻ってきてからの期間が居住期間となります。

5年前の常住地

「5年前の常住地」とは、その世帯の世帯員が5年前にふだん居住（常住）していた市区町村をいいます。

平成27年調査では、22年10月1日（前回調査時）に常住していた市区町村について調査し、5年前から調査時までの当該地域への転入状況を、以下の区分などで表章しています。

また、5年前には当該地域に常住していたが、転出し、平成27年調査時には他の地域に常住していた人は、「5年前の常住者」として、当該地域の結果表に表章しています。

なお、平成12年以前の調査では5歳以上の人のみ集計していましたが、22年及び27年調査では、5歳未満の人についても、出生後に常住していた場所を調査し、集計しています。

区分	内容
総数（常住者） (a)	調査時に当該地域に常住している者 (a)=(b)+(c)+(d)+(e)+(f)+(g)+(h)+(i)
現住所 (b)	常住者のうち、5年前の常住地が調査時の常住地と同じ者
国内	常住者のうち、5年前の常住地が現住所(b)以外の日本国内の者
自市区町村内 (c)	常住者のうち、5年前の常住地が同じ市町村内の他の場所の者（21大都市の場合は、同じ区内の他の場所の者）
自市内他区 (d)	21大都市の常住者のうち、5年前の常住地が同じ市内又は東京都特別区内で、他の区の者 例）調査時の常住地が横浜市瀬谷区、5年前の常住地が横浜市中区の場合
県内他市区町村 (e)	常住者のうち、5年前の常住地が同じ都道府県内の他市町村の者 例）調査時の常住地が横浜市瀬谷区、5年前の常住地が川崎市川崎区の場合
他県 (f)	常住者のうち、5年前の常住地が他の都道府県の者
国外 (g)	常住者のうち、5年前の常住地が外国の者
5年前の常住市区町村「不詳」 (h)	常住者のうち、5年前の常住地が他の市町村（21大都市の常住者は他の区）であるが、市区町村名が不明の者
移動状況「不詳」 (i)	常住者のうち、5年前の常住地が不明の者

総数 (5年前の常住者)	(j)	5年前に当該地域に常住していた者 [表章地域] 全国 (j)=(b)+(c)+(h)+(k)+(l)+(m) 都道府県 (j)=(b)+(c)+(d)+(e)+(m) 市町村 (j)=(b)+(c)+(d)+(l)+(m) 区 (j)=(b)+(c)+(k)+(l)+(m)
	うち自市内他区 (k)	21大都市の5年前の常住者のうち、調査時の常住地が同じ市内又は東京都特別区内で、他の区の者
	うち県内他市区町村 (l)	5年前の常住者のうち、調査時の常住地が同じ都道府県内の他市区町村の者
	うち他県 (m)	5年前の常住者のうち、調査時の常住地が他の都道府県の者
転入	(n)	調査時は当該地域に常住しているが、5年前は当該地域以外に常住していた者 [表章地域] 全国 (n)=(g) 都道府県 (n)=(f)+(g) 市町村 (n)=(e)+(f)+(g) 区 (n)=(d)+(e)+(f)+(g)
転出	(o)	5年前は当該地域に常住していたが、調査時は当該地域以外に常住している者 [表章地域] 全国 — 都道府県 (o)=(m) 市町村 (o)=(l)+(m) 区 (o)=(k)+(l)+(m)

(注) 21大都市とは、東京都特別区部及び政令指定都市をいいます。

世帯の移動類型

一般世帯について、5年前の常住地からの移動状況により、以下のとおり区分しています。

なお、平成12年以前の調査では5歳以上の人のみ集計していましたが、22年調査及び27年調査では、5歳未満の人についても、出生後に常住していた場所により区分し、集計しています。

区分	内容
全世帯員が移動の世帯	全世帯員の5年前の常住地が現住所でない世帯
全世帯員の5年前の常住市区町村が同一の世帯	全世帯員の5年前の常住地が現住所以外の同一市区町村である世帯
一部世帯員の5年前の常住市区町村が異なる世帯	全世帯員の5年前の常住地が現住所でない世帯のうち、5年前の常住市区町村が世帯主の5年前の常住市区町村と異なる世帯員がいる世帯
一部世帯員が移動の世帯	一部の世帯員の5年前の常住地が現住所でない世帯
世帯員の移動者がいない世帯	全世帯員の5年前の常住地が現住所の世帯

6 従業地・通学地に関する用語

通勤者・通学者

「通勤者」とは、従業の場所が常住の場所（自宅）と異なる就業者をいいます。

「通学者」とは非労働力人口のうち、調査週間中、学校に通っていた者をいいます。この場合の学校には、小学校、中学校、高等学校、短期大学、高等専門学校、大学、大学院のほか、予備校、洋裁学校などの各種学校、専修学校が含まれますが、幼稚園や認定こども園は含まれません。また、ふだん学校に通っている人であっても、調査週間中、収入を伴う仕事を少しでもした人については、ここにいう「通学者」とはせず、「就業者」としています。

従業地・通学地

「従業地・通学地」とは、就業者が従業している又は通学者が通学している場所をいい、以下の区分などで表章しています。

区分		内容
総数（夜間人口） （常住地による人口）		(a) 調査時に当該地域に常住している人口 $(a) = (b) + (c) + (d) + (e) + (j)$
従業も通学もしていない	(b)	常住者のうち、調査期間中の労働力状態が「完全失業者」「家事」「その他」の者
自宅で従業	(c)	常住者のうち、従業地が自宅（自分の居住する家又は家に附属した店・作業場など）の者 ※ 併用住宅の商店・工場の事業主とその家族従業者や住み込みの従業員などの従業先はここに含みます。 ※ 農林漁家の人で、自家の田畑・山林や漁船で仕事をしている場合、自営の大工、左官などが自宅を離れて仕事をしている場合もここに含みます。
自宅外の自市区町村で従業・通学	(d)	常住者のうち、従業地・通学地が自宅以外で、同じ市町村の者（21大都市の場合は、同じ区内の者）
他市区町村で従業・通学	(e)	常住者のうち、従業地・通学地が他の市町村（21大都市の常住者は他の区）の者
自市内他区で従業・通学	(f)	21大都市の常住者のうち、従業地・通学地が同じ市内又は東京都特別区内で、他の区の者 例）常住地が横浜市瀬谷区、従業地が横浜市中区の場合
県内他市区町村で従業・通学	(g)	常住者のうち、従業地・通学地が同じ都道府県内の他の市町村の者 例）常住地が横浜市瀬谷区、従業地が川崎市川崎区の場合
他県で従業・通学	(h)	常住者のうち、従業・通学先が他の都道府県の者
従業・通学市区町村	(i)	常住者のうち、従業地・通学地が他の市町村（21大都市の常

	「不詳・外国」	住者は他の区）であるが、市区町村名が不明又は外国の者
	従業地・通学地「不詳」 (j)	常住者のうち、従業地・通学地が不明の者 ※調査期間中の労働力状態が不明の者も含む
総数（昼間人口） （従業地・通学地による人口）	(k)	当該地域の夜間人口から、他の地域へ通勤・通学している者を減じ、他の地域から通勤・通学に来ている者を加えた人口 〔例：A市の昼間人口〕 A市の昼間人口＝A市の夜間人口－A市からの 流出入口＋A市への流入人口 〔表章地域〕 全国、区 (k)=(b)+(c)+(d)+(i)+(j)+(l)+(m)+(n) 都道府県 (k)=(b)+(c)+(d)+(f)+(g)+(i)+(j)+(n) 市町村 (k)=(b)+(c)+(d)+(f)+(i)+(j)+(m)+(n)
うち自市内他区に常住	(l)	21大都市への通勤・通学者のうち、常住地が同じ市内又は東京都特別区内で、他の区の者
うち県内他市区町村に常住	(m)	通勤・通学者のうち、常住地が同じ都道府県内の他の市町村の者
うち他県に常住	(n)	通勤・通学者のうち、常住地が異なる都道府県の者
流出入口	(o)	当該地域から他の地域へ通勤・通学している人口 〔表章地域〕 都道府県 (o)=(h) 市町村 (o)=(g)+(h) 区 (o)=(f)+(g)+(h)
流入人口	(p)	他の地域から当該地域へ通勤・通学している人口 〔表章地域〕 都道府県 (p)=(n) 市町村 (p)=(m)+(n) 区 (p)=(l)+(m)+(n)
昼夜間人口比率	(q)	夜間人口100人当たりの昼間人口の比率 （昼夜間人口比率＝昼間人口/夜間人口×100） (q)=(k)÷(a)×100

（注） 21大都市とは、東京都特別区部及び政令指定都市をいいます。

《注意点》

- ① ここでいう従業地とは、就業者が仕事をしている場所のことですが、例えば、外務員、運転者などのように雇われて戸外で仕事をしている人については、所属している事業所のある市区町村を、船の乗組員（雇用者）については、その船が主な根拠地としている港のある市区町村をそれぞれ従業地としています。
- ② 夜間勤務の人、夜間学校に通っている人も便宜、昼間勤務、昼間通学とみなして昼間人口に含んでいます。ただし、この昼間人口には、買物客などの非定常的な移動は考慮していません。

- ③ この従業地・通学地については、昭和30年調査では、就業者についてのみ、事業所の所在地（従業地）を調査しており、通学地の調査は行っていません。また、昭和35年以降の調査は従業地・通学地とも調査していますが、35年及び40年調査は自宅就業者と自宅外の自市区町村内就業者を区別して調査していません。
- ④ 昼間人口は昭和35年調査から算出していますが、35年及び40年調査では、通学者の出入りを計算する際に、15歳以上の者に限っており、この点が45年調査以降と異なっています。また、昭和55年調査から平成17年調査まで、従業地・通学地の集計では、年齢「不詳」の者を集計対象外としていましたが、22年及び27年調査では、年齢「不詳」の者も集計対象としています。

従業・通学時の世帯の状況

「従業・通学時の世帯の状況」は、一般世帯について、その世帯員の従業・通学の状況により区分したもので、昭和60年調査から設けています。この分類では、一般世帯を「通勤・通学者のみの世帯」と「その他の世帯」に区分し、さらに、「通勤・通学者のみの世帯」については通勤者か通学者かにより、また、「その他の世帯」については、通勤・通学者が勤務先・通学先に出掛けた後、その世帯に残る世帯員の構成により、次のとおり区分しています。

区分		内容	備考
通勤・通学者のみの世帯		世帯員の全てが通勤・通学者である世帯	
	通勤者のみ	世帯員の全てが通勤者である世帯	この3つの分類は、平成2年調査から用いている
	通学者のみ	世帯員の全てが通学者である世帯	
	通勤者と通学者の いる世帯	世帯員に通勤者、通学者共にいる世帯	
その他の世帯		通勤・通学者以外の世帯員がいる世帯	
通勤・通学者以外の世帯員の構成	高齢者のみ	65歳以上の人のみ	
	高齢者と幼児のみ	65歳以上の人と6歳未満の人のみ	
	高齢者と幼児と女性のみ	65歳以上の人と6歳未満のひと6～64歳の女性のみ	
	高齢者と女性のみ	65歳以上のひと6～64歳の女性のみ	
	幼児のみ	6歳未満の人のみ	昭和60年調査は、「その他」に含んでいる
	幼児と女性のみ	6歳未満のひと6～64歳の女性のみ	
	女性のみ	6～64歳の女性のみ	
	その他	上記以外	

7 地域区分に関する用語

都道府県・市区町村

(1) 都道府県

国勢調査実施日（平成27年10月1日）現在の境界による、各都道府県の区域です。

(2) 市区町村

国勢調査実施日（平成27年10月1日）現在の境界による、各市町村、東京都特別区部の各区及び政令指定都市の各区の区域です。

(3) 平成12年市町村

平成の大合併前（平成12年10月1日現在）の市町村境域による集計値は、過疎対策などの法定利用が見込まれるため、一部の統計表について集計します。

(4) 境界変更等に伴う前回調査結果の取扱い

前回調査の実施日翌日（平成22年10月2日）以降5年間ににおける市区町村の廃置分合・境界変更・名称変更については、国勢調査報告第1巻、最終報告書上巻（境界変更等があった全市区町村）及び国勢調査報告第2巻その2都道府県・市区町村編（各都道府県内で境界変更等があった市区町村分）に、その一覧表を掲載する予定です。

市区町村の境界変更等に伴って、同じ場所に住んでいても市区町村が変わることがありますので、前回の調査結果との比較においては、平成22年調査結果を、平成27年10月1日現在の都道府県及び市区町村の境域に合わせて組み替えた人口を掲載しています。

市部・郡部

「市部」は、市（東京都特別区部を含む。）の区域をすべて合わせた地域です。すなわち、全国の市部の場合は全国の市の地域全体、都道府県の市部の場合はその都道府県の市の地域全体を意味します。「郡部」についても同様で、町村の区域をすべて合わせた地域です。

大都市 **27年変更**

「大都市」とは、政令指定都市及び東京都特別区部をいいます。

平成27年変更内容

平成27年調査では、東京都特別区部及び札幌、仙台、さいたま、千葉、横浜、川崎、相模原、新潟、静岡、浜松、名古屋、京都、大阪、堺、神戸、岡山、広島、北九州、福岡、熊本の各市が該当し、これを**21大都市**として表章しています（**熊本市は平成27年に追加**）。

人口集中地区など

(1) 人口集中地区

人口集中地区の設定に当たっては、国勢調査基本単位区及び基本単位区内に複数の調査区がある場合は調査区（以下「基本単位区等」という。）を基礎単位として、①原則として人口密度が1平方キロメートル当たり4,000人以上の基本単位区等が市区町村の境域内で互いに隣接して、②それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に5,000人以上を有するこの地域を「人口集中地区」とします。

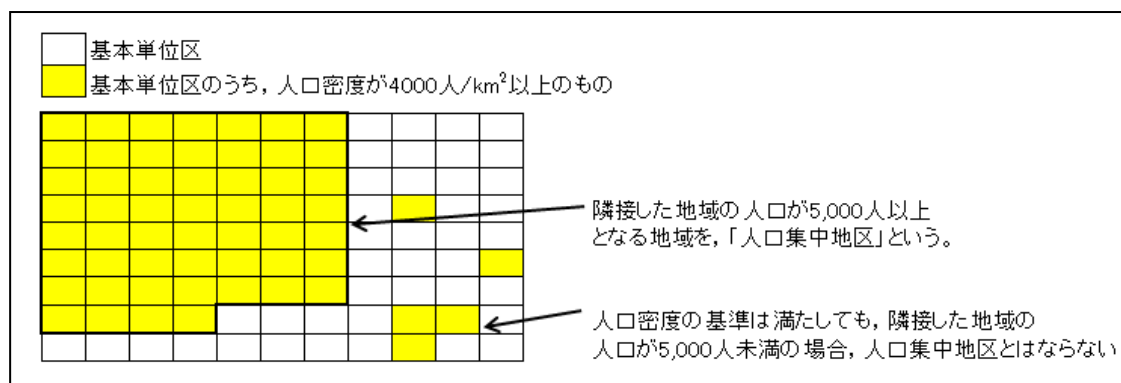
なお、人口集中地区は「都市的地域」を表す観点から、学校・研究所・神社・仏閣・運動場等の文教レクリエーション施設、工場・倉庫・事務所等の産業施設、官公庁・病院・療養所等の公共及び社会福祉施設のある基本単位区等で、それらの施設の面積を除いた残りの区域に人口が密集している基本単位区等又はそれらの施設の面積が2分の1以上占める基本単位区等が上記①の基本単位区等に隣接している場合には、上記①を構成する地域に含めます。

人口集中地区は、平成2年調査までは、国勢調査の調査員が担当する地域である調査区を基に設定してきましたが、7年調査からは基本単位区（p. 59参照）を基にしています。

(2) 人口集中地区符号

同一市区町村内に2か所以上の人口集中地区が設定されている場合は、人口の多い順に、Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ・・・の符号でそれぞれの人口集中地区を表示した。

＜人口集中地区の概念図＞



人口集中地区を設定した経緯

- ① 昭和28年に施行された「町村合併促進法」等に伴う「昭和の大合併」により、市部の地域内に、農漁村的性格の強い地域が広範囲に含まれるようになりました。
- ② 市部の地域は、従来表していた統計上の「都市的地域」としての特質を必ずしも明瞭に表さなくなり、統計の利用に不便が生じてきました。
- ③ 昭和35年調査の際に、この「都市的地域」の特質を明らかにする新しい統計上の地域単位として「人口集中地区」を設定し、これらについても集計することにしました。
- ④ 地方交付税の交付額算定基準の一つとして利用されているほか、都市計画、地域開発計画などの各種行政施策、学術研究、民間の市場調査などに広く利用されています。

(3) 準人口集中地区

「準人口集中地区」とは、市区町村の境域内で、人口集中地区と同じ基準で人口密度の高い基本単位区が隣接し、かつ、その隣接した基本単位区内の人口が3,000人以上5,000人未満の地域です。

(4) 連合人口集中地区

「連合人口集中地区」とは、21大都市の各区の人口集中地区のうち、各区の境界を挟んで地理的に接続している人口集中地区をまとめてそれぞれ一つの地域単位とみなした地域です。これは、都市的地域（市街地）としての一体性、政令指定都市となる前と後との統計上の時間的接続性を考慮したものです。

ただし、21大都市において準人口集中地区が各区の境界を挟んで接続し、その合計人口が

5,000人以上となっても連合人口集中地区とはしません。

連合人口集中地区は、それ自体が統計表で識別できるものではなく、人口集中地区数の算出の際に用いています。

大都市圏・都市圏とその中心市・周辺市町村

27年変更

「大都市圏」及び「都市圏」は、広域的な都市地域を規定するため行政区域を越えて設定した統計上の地域区分であり、中心市及びこれに社会・経済的に結合している周辺市町村によって構成しています。

大都市圏は、昭和35年調査から、各回の調査ごとに従業地・通学地の集計結果を基に設定しており、都市圏は50年調査から設定しています。

各大都市圏・都市圏についての集計は、その全域についてだけでなく、中心市の地域と周辺市町村の地域について行っています。

大都市圏・都市圏の中心市と周辺市町村は、昭和50年調査以降、以下の基準により設定しています。

(1) 中心市

大都市圏の「中心市」は、東京都特別区部及び政令指定都市としています。

ただし、中心市が互いに近接している場合には、それぞれについて大都市圏を設定せず、その地域を統合して一つの大都市圏としています（例：関東大都市圏）。

都市圏の中心市は、大都市圏に含まれない人口50万以上の市としています。

(2) 周辺市町村

「周辺市町村」は、大都市圏及び都市圏の中心市への15歳以上通勤・通学者数の割合が当該市町村の常住人口の1.5%以上であり、かつ中心市と接続している市町村としています。

ただし、中心市への15歳以上通勤・通学者数の割合が1.5%未満の市町村であっても、その周囲が周辺市町村の基準に適合した市町村によって囲まれている場合は、周辺市町村としています。

以上の設定基準に基づき、平成27年調査における大都市圏・都市圏とその「中心市」は、以下のとおり予定しています（熊本市については平成27年に新たに大都市圏及び中心市として設定）。

大都市圏	中心市
札幌大都市圏	札幌市
仙台大都市圏	仙台市
関東大都市圏	さいたま市、千葉市、 東京都特別区部、 横浜市、川崎市、相模原市
新潟大都市圏	新潟市
静岡、浜松大都市圏	静岡市、浜松市
中京大都市圏	名古屋市
京阪神大都市圏	京都市、大阪市、堺市、 神戸市
岡山大都市圏	岡山市
広島大都市圏	広島市
北九州・福岡大都市圏	北九州市、福岡市
熊本大都市圏	熊本市

都市圏	中心市
宇都宮都市圏	宇都宮市
松山都市圏	松山市
鹿児島都市圏	鹿児島市

なお、各大都市圏・都市圏の集計は、その全域だけでなく、中心市と周辺市町村の別にも集

計できるよう、市町村別の情報を提供しています。

<参考>

大都市圏の中心市の設定基準の推移

調査年	設定基準
昭和50年以降	現行の基準（東京都特別区部及び政令指定都市。ただし、中心市が互いに近接している場合には、それぞれについて大都市圏を設定せず、その地域を統合して一つの大都市圏）
昭和45年	人口50万以上の市
昭和40年	人口100万以上の市（ただし、人口100万以上の市と同一都道府県内に人口50万以上の市が存在している場合は、これら人口50万以上の市も中心市としています。）
昭和35年	人口60万以上の市

大都市圏の各回調査の名称及び中心市の変遷は次のとおり。

大都市圏名	中心市	国勢調査の実施年											
		昭和35年	昭和40年	昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
京浜大都市圏 (平成2年まで)	東京都特別区部	○	○	○	○	○	○	○					
	横浜市	○	○	○	○	○	○	○					
	川崎市	○	○	○	○	○	○	○					
京浜葉大都市圏 (平成7年から12年まで)	東京都特別区部							○	○	○			
	横浜市							○	○	○			
	川崎市							○	○	○			
	千葉市							△	○	○			
関東大都市圏 (平成17年から)	東京都特別区部									○	○	○	○
	横浜市									○	○	○	○
	川崎市									○	○	○	○
	千葉市									○	○	○	○
	さいたま市									△	○	○	○
	相模原市											○	○
中京大都市圏	名古屋市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
京阪神大都市圏 (平成17年まで)	京都市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	大阪市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	神戸市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	尼崎市		○	○									
	堺市			○									
	東大阪市			○									
近畿大都市圏 (平成22年から)	京都市											○	○
	大阪市											○	○
	神戸市											○	○
	堺市											○	○
北九州・福岡大都市圏	北九州市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

	福岡市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
札幌大都市圏	札幌市			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
仙台大都市圏	仙台市			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
広島大都市圏	広島市			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
静岡大都市圏 (平成 17 年のみ)	静岡市										○			
静岡・浜松大都市圏 (平成 22 年から)	静岡市											○	○	
	浜松市											○	○	
新潟大都市圏	新潟市											○	○	
岡山大都市圏	岡山市											○	○	
熊本大都市圏	熊本市												○	

(注) △は参考値として、別掲で表章。

キロ圏・距離帯

旧東京都庁（東京都千代田区）、大阪市役所（大阪市北区）、名古屋市役所（名古屋市中区）を中心とする一定の半径の円内に含まれる町丁・字等の地域を合わせて、それぞれ東京70キロ圏、大阪50キロ圏、名古屋50キロ圏を設定し、それぞれの圏内を、幅10キロメートルごとに0～10キロ、10～20キロ、……の同心円状の距離帯に区分しています。

< 参考 >

キロ圏・距離帯の設定単位の推移

調査年	設定単位
平成22年から	町丁・字等
平成17年	基本単位区
平成12年以前	市区町村

基本単位区

「基本単位区」は、市区町村を細分した地域（学校区、町丁・字等など）についての結果を利用できるようにするために、平成2年調査の際に導入した地域単位です。これを表す基本単位区番号は、4桁の町字コードと5桁の基本単位区コードから構成されています。街区方式による住居表示を実施している地域では、原則として一つの街区を基本単位区の区画としています。それ以外の地域では、街区方式の場合に準じ、道路、河川、鉄道、水路など地理的に明瞭で恒久的な施設等によって区分けされた区域を基本単位区の区画としています。基本単位区の区画は、街区方式による住居表示の新たな実施などやむを得ない理由により変更する場合のほかは、固定されています。

基本単位区を用いた集計は平成2年調査から行っていますが、昭和60年以前の調査には調査員の担当区域である調査区別の集計を行っていました。平成2年調査以降、調査区の設定も基本単位区を基に行うようになっており、通常、一つの基本単位区か、又は二つ以上の基本単位区を組み合わせて一つの調査区を設定します。ただし、世帯数の多い基本単位区については、これを分割して調査区を設定する場合があります。この場合は、基本単位区別の集計に加えて、各調査区につ

いての集計も行っています。

<小地域集計第1表（基本単位区別集計）のみかた>

市区町村コード	基本単位区番号	調査区番号	都道府県名	市区町村名	大字・町名字・丁目名	人口集中地区符号	総数(男女別)
03201			岩手県	盛岡市			298348
03201	001000010	3-1-1	岩手県	盛岡市	内丸	01	17
03201	001000020	3-1-2	岩手県	盛岡市	内丸	01	
03201	001000030	3-1-3	岩手県	盛岡市	内丸	01	3
03201	001000040	3-1-4	岩手県	盛岡市	内丸	01	12
03201	001000050	3-1-5	岩手県	盛岡市	内丸	01	13
03201	001000060	3-1-6	岩手県	盛岡市	内丸	01	20
03201	001000070	3-1-7	岩手県	盛岡市	内丸	01	
03201	001000080	3-1-8	岩手県	盛岡市	内丸	01	
03201	001000090	3-1-9	岩手県	盛岡市	内丸	01	
03201	001000100	3-1-10	岩手県	盛岡市	内丸	01	
03201	001000110	3-1-11	岩手県	盛岡市	内丸	01	
03201	001000120	3-1-12	岩手県	盛岡市	内丸	01	
03201	001000130	148-1-1	岩手県	盛岡市	内丸	01	
03201	001000140	148-1-2	岩手県	盛岡市	内丸	01	
03201	001000150	148-1-3	岩手県	盛岡市	内丸	01	
03201	001000160	148-1-4	岩手県	盛岡市	内丸	01	68
03201	001000170	149-1-	岩手県	盛岡市	内丸	01	78
03201	001000170	2234-1-	岩手県	盛岡市	内丸	01	52

基本単位区別の統計表ですが，基本単位区の中に複数の調査区がある地域については調査区ごとに集計しています。

「人口集中地区符号」は，「01」であれば人口集中地区，「51」であれば準人口集中地区であることを表します。
 なお，市区町村内に人口集中地区や準人口集中地区が複数存在する場合は，面積の大きい人口集中地区から，01，02…と付与しています（準人口集中地区は51，52…）。

町丁・字等

「町丁・字等」は、一つの市区町村内で、9桁のコードで記される基本単位区の先頭6桁のコードが同じ基本単位区を合わせた地域をいい、平成7年調査の際に導入した地域単位です。

町丁・字等は、おおむね市区町村内の「△△町」、「○○2丁目」、「字□□」などの区域に対応しています。

なお、町丁・字別等では、結果数値が著しく小さい地域については、秘匿処理を行い、近隣の地区に合算して表章しています。

市区町村コード	町丁字コード	地域識別番号	秘匿処理	秘匿先情報	合算地域	都道府県名	市区町村名	大字・町名	字・丁目名	総数(男女別)
03201	0231	2				岩手県	盛岡市	上田		5498
03201	023101	3				岩手県	盛岡市	上田	1丁目	1697
03201	023102	3								
03201	023103	3								
03201	023104	3								
03201	0232	2								
03201	023201	3								
03201	023202	3								
03201	023203	3								
03201	023204	3								
03201	023205	3								
03201	023206	3								
03201	023207	3	合算地域あり		023208,023209,023210	岩手県	盛岡市	上田	字上堤頭	89
03201	023208	3	秘匿地域	023207		岩手県	盛岡市	上田	字稲荷窪	X
03201	023209	3	秘匿地域	023207		岩手県	盛岡市	上田	字狐森	X
03201	023210	3	秘匿地域	023207		岩手県	盛岡市	上田	字北山	X
03201	0270	2				岩手県	盛岡市	西下町		1607
03201	0280	2				岩手県	盛岡市	館向町		2200

「合算地域あり」は、秘匿されている他の地域をこの地域に合算していることを表しており、「合算地域」欄に合算された地域の番号を記載しています。この場合、023207（字上堤頭）には、023208（字稲荷窪）、023209（字狐森）、023210（字北山）の3地域を合算していることを表しています。

地域識別番号は、「1」であれば市区町村単位、「2」であれば大字・町単位、「3」であれば字・丁目単位であることを表しています。

秘匿地域は、結果数値を「x」に置き換えています。
「合算地域あり」の記載がある行の数値は、その地域と秘匿地域との合計であることを注意が必要です。
この例の場合、4地域の合計の人口が89人であることを表しています。

「秘匿地域」は結果数値が著しく小さいため秘匿されている地域であり、「秘匿先情報」欄に合算先の番号を記載しています。
この場合、023208（字稲荷窪）、023209（字狐森）、023210（字北山）の3地域は、数値が著しく小さいため、023207（字上堤頭）に合算していることを表しています。

地域メッシュ

「国勢調査に関する地域メッシュ統計」で用いている地域メッシュは、日本の国土を緯線と経線により網の目状に区切った区域として、次の表のように「統計に用いる標準地域メッシュおよび標準地域メッシュ・コード」（昭和48年行政管理庁告示第143号）で定めている地域区画のうち、第3次地域区画に対応するものです。

また、基準地域メッシュを緯線方向及び経線方向にそれぞれ2等分してできる区域である「2分の1地域メッシュ」、さらに一部の地域においては、2分の1地域メッシュを緯線方向及び経線方向にそれぞれ2等分してできる区域である「4分の1地域メッシュ」も用いています。

地域メッシュは、市区町村といった行政区域の境界等と関係なく、ほぼ同一の大きさ及び形状の区画を単位として区分していますので、それに基づいた統計結果の地域メッシュ間及び時系列的比較が容易であるという特徴があります。

基準地域メッシュ・コードは、8桁の数字で表しており、4桁の第1次地域区画、2桁の第2次地域区画及び2桁の第3次地域区画から構成されています。

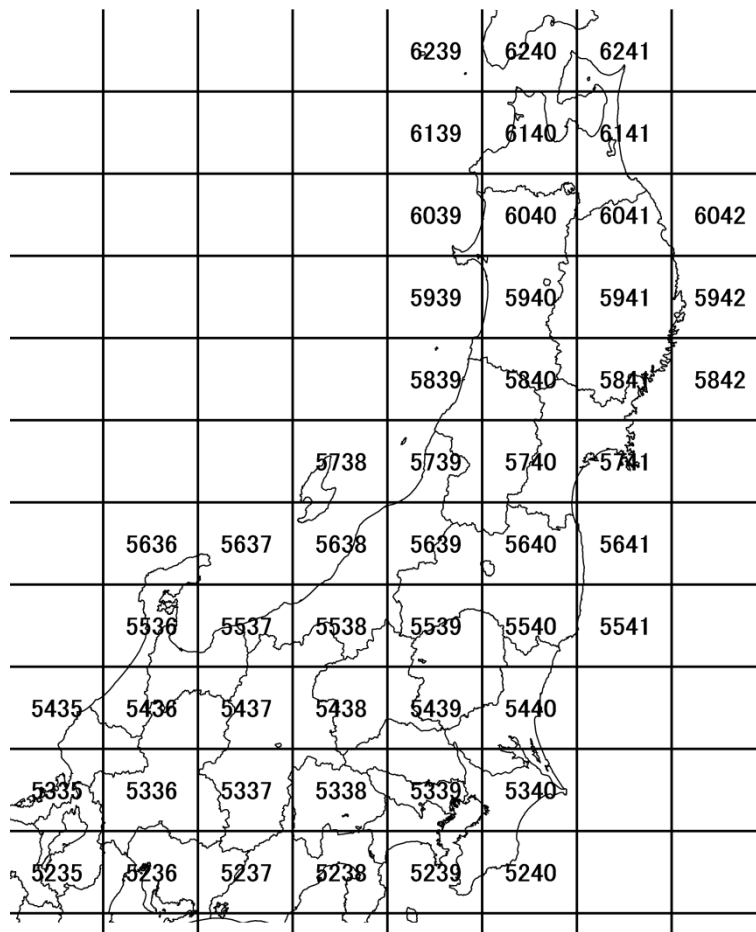
2分の1地域メッシュ・コードは、基準メッシュ・コードに1桁の区画を表す数字を加えて9桁、4分の1地域メッシュ・コードはさらに1桁の区画を表す数字を加えて10桁から構成されています。

標準地域メッシュの区分方法

地域区画	内容	範囲
第 1 次 地 域 区 画	全国の地域を偶数緯度及びその間隔(120分)を3等分した緯度における緯線並びに1度ごとの経線によって分割してできる区域	20万分の1地勢図(国土地理院発行)の1図葉の区画に相当(約80キロメートル四方)
第 2 次 地 域 区 画	第1次地域区画を緯線方向及び経線方向に8等分してできる区域	2万5千分の1地形図(国土地理院発行)の1図葉の区画に相当(約10キロメートル四方)
第 3 次 地 域 区 画 (基準地域メッシュ)	第2次地域区画を緯線方向及び経線方向に10等分してできる区域	約1キロメートル 四方 (緯度の間隔30秒, 経度の間隔45秒)
2分の1地域メッシュ	基準地域メッシュを緯線方向及び経線方向に2等分してできる区域	約500メートル四方
4分の1地域メッシュ	2分の1地域メッシュを緯線方向, 経線方向に2等分してできる区域	約250メートル四方

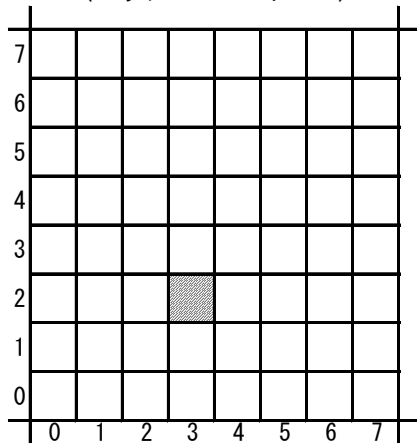
地域メッシュ統計における地域区画

第 1 次地域区画



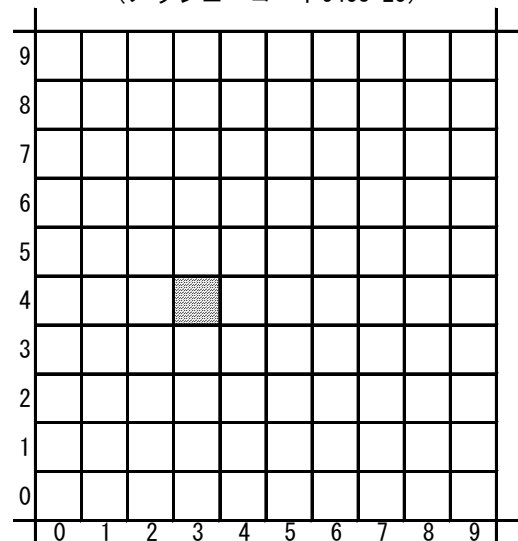
第 2 次地域区画

 の地域のメッシュ・コードは5438-23
 第 1 次地域区画
 (メッシュ・コード5438)



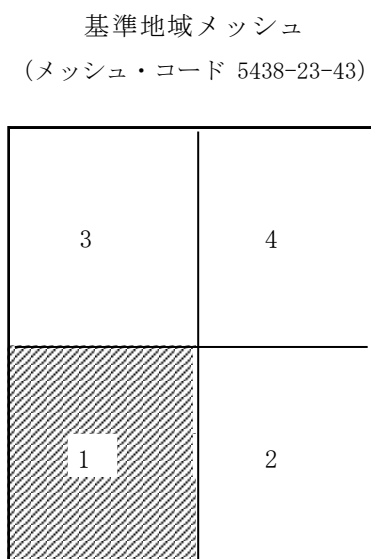
第 3 次地域区画

 の地域のメッシュ・コードは 5438-23-43
 第 2 次地域区画
 (メッシュ・コード5438-23)



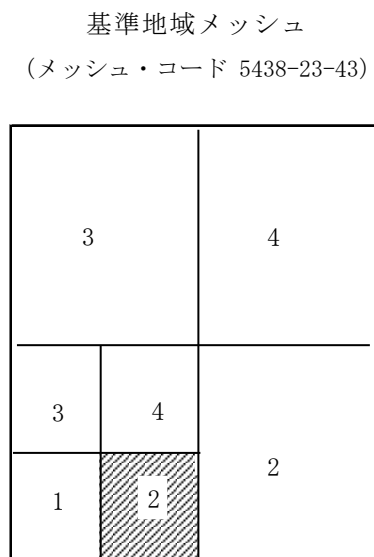
2分の1地域メッシュ

 の地域のメッシュ・コードは5438-23-43-1



4分の1地域メッシュ

 の地域のメッシュ・コードは5438-23-43-1-2



都市計画の地域区分

都市計画区域は、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画（都市計画）で定められた区域であり、都市計画法（昭和43年法律第100号）及びその他の関係法令の適用を受けている土地の範囲をいいます。

都市計画による地域区分を基に、調査区を以下のとおり区分しました。

なお、平成27年から、情報収集を行った「準都市計画区域」については、都市計画区域以外の区域に含みます。

区分				
A 都市計画区域				
a 市街化区域1)	1 工業区域	(1) 工業A区域	[1]	工業専用地域
			[2]	工業専用地域とその他
			[3]	工業地域
			[4]	工業地域とその他
		(2) 工業B区域	[5]	準工業地域
			[6]	準工業地域とその他
	2 商業区域	(1) 商業A区域	[7]	商業地域
			[8]	商業地域とその他
		(2) 商業B地域	[9]	近隣商業地域
			[10]	近隣商業地域とその他
	3 住居区域	(1) 住居地域	[11]	準住居地域
			[12]	第二種住居地域
			[13]	第一種住居地域
			[14]	住居地域混合
			[15]	住居地域とその他
		(2) 中高層住居 専用地域	[16]	第二種中高層住居専用地域
			[17]	第一種中高層住居専用地域
			[18]	中高層住居専用地域混合
			[19]	中高層住居専用地域とその他
		(3) 低層住居 専用地域	[20]	第二種低層住居専用地域
			[21]	第一種低層住居専用地域
			[22]	低層住居専用地域混合
b 市街化調整区域				
c 非線引きの区域1)	1 工業区域	(1) 工業A区域	[1]	工業専用地域
			[2]	工業専用地域とその他
			[3]	工業地域
			[4]	工業地域とその他
		(2) 工業B区域	[5]	準工業地域
			[6]	準工業地域とその他
	2 商業区域	(1) 商業A区域	[7]	商業地域
			[8]	商業地域とその他
		(2) 商業B地域	[9]	近隣商業地域
			[10]	近隣商業地域とその他
	3 住居区域	(1) 住居地域	[11]	準住居地域
			[12]	第二種住居地域
			[13]	第一種住居地域
			[14]	住居地域混合
			[15]	住居地域とその他
		(2) 中高層住居 専用地域	[16]	第二種中高層住居専用地域
			[17]	第一種中高層住居専用地域
			[18]	中高層住居専用地域混合
			[19]	中高層住居専用地域とその他
		(3) 低層住居 専用地域	[20]	第二種低層住居専用地域
			[21]	第一種低層住居専用地域
			[22]	低層住居専用地域混合
B 都市計画区域以外の区域				

1) 用途地域未設定の地域を含みます。

【参考】 大規模調査時のみの調査項目に関する用語

国勢調査は、大正9年を初めとする10年ごとの大規模調査と、その中間年の簡易調査とに大別され、今回の平成27年国勢調査は簡易調査に当たります。

教育【大規模調査（10年ごと）のみ】

(1) 在学か否かの別

学校に在学しているか否かによって、次のとおり区分しています。

区分	内容
卒業者	学校を卒業して、在学していない人
在学者	在学中の人
未就学者	在学したことのない人又は小学校を中途退学した人

「学校」とは、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、短期大学、大学、高等専門学校、特別支援学校（盲学校、ろう学校、養護学校）など学校教育法第1条にいう学校（幼稚園を除く。）及びこれらに準ずる学校をいい、国立・公立・私立、夜間・昼間の別、教育制度の新旧は問いません。

ただし、予備校、洋裁学校、料理学校、会話学校や、職員・社員の研修所、講習所、養成所、訓練所などは、ここでいう学校には含みません。

(2) 最終卒業学校の種類

最終卒業学校の種類により、次のとおり区分しています。

なお、中途退学した人は、その前の卒業学校を最終卒業学校としています。

区分	学校の例
小学校・ 中学校	【新制】小学校 中学校 中等教育学校の前期課程 特別支援学校（盲学校・ろう学校・養護学校）の小学部・中学部
	【旧制】高等小学校 国民学校の初等科・高等科 尋常小学校 通信講習所普通科 青年学校普通科 実業補習学校
高校・ 旧中	【新制】高等学校 中等教育学校の後期課程 特別支援学校（盲学校・ろう学校・養護学校）の高等部 准看護師（婦）養成所 高等学校卒業程度認定試験の合格者（注）
	【旧制】高等学校尋常科 尋常中学校 高等中学校予科 高等女学校 実業学校（農業・工業・商業・水産学校など） 師範学校予科又は師範学校一部（3年修了のもの） 通信講習所高等科 鉄道教習所中等部・普通部（昭和24年までの卒業生） 青年学校本科
短大・ 高専	【新制】短期大学 高等専門学校 都道府県立の農業者研修教育施設 看護師（婦）養成所
	【旧制】高等学校高等科 大学予科 高等師範学校 青年学校教員養成所 図書館職員養成所 高等通信講習所本科

大学・ 大学院	大学 大学院 水産大学校 気象大学校大学部 職業能力開発総合大学校の長期課程（平成11年4月以降） 放送学校（全科履修生，修士全科生）
------------	---

《注意点》

平成16年までの大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による試験の合格者も含まれます。

専門学校・各種学校については，入学資格や修業年数(注)により，以下のとおり区分しています。

専修学校・各種学校		学校区分
専門学校専門課程 (専門学校)	新高卒を入学資格とする修業年限4年以上のもの	大学・大学院
	新高卒を入学資格とする修業年限2年以上4年未満のもの	短大・高専
専修学校高等課程 (高等専修学校)	中学卒を入学資格とする修業年限3年以上のもの	高校・旧中
各種学校	新高卒を入学資格とする修業年限2年以上のもの	短大・高専
	中学卒を入学資格とする修業年限3年以上のもの	高校・旧中

(注) ① 高等学校，短期大学及び大学については，定時制やこれらの学校の卒業資格が得られる通信教育による課程も含めます。

② 外国の学校については，修業年限等により，それに相当する学校に区分しています。

(3) 在学学校・未就学の種類

在学者を在学学校の種類により，「(2) 最終卒業学校の種類」で分類した「小学校・中学校」，「高校」，「短大・高専」，「大学・大学院」の四つのほか，未就学者を「幼稚園」，「保育園・保育所」，「その他」の三つに区分しています。

延べ面積【大規模調査（10年ごと）のみ】

「延べ面積」とは，各居住室の床面積のほか，その住宅に含まれる玄関・台所・廊下・便所・浴室・押し入れなども含めた床面積の合計をいいます。ただし，農家の土間や店舗併用住宅の店・事務室など営業用の部分は延べ面積には含まれません。また，アパートやマンションなどの共同住宅の場合は，共同で使用している廊下・階段など共用部分は，延べ面積には含みません。

なお，住宅の広さに関する調査事項として，昭和60年までは「居住室の畳数」を調査していました。これは各居住室の畳数（広さ）の合計をいいます。したがって，玄関，台所（炊事場），便所，浴室，廊下，農家の土間などや，店，事務室，旅館の客室など営業用の室の広さは含みません。

利用交通手段【大規模調査（10年ごと）のみ】

従業地・通学地に通勤・通学するためにふだん利用している交通手段の種類により，次のとおり区分しています。

なお，通勤も通学もしている人については通勤に利用している交通手段を，2種類以上を利用している場合はそのすべての交通手段を，日によって異なる場合は主として利用している交通手段を，行きと帰りが異なる場合は「行き」の利用交通手段をそれぞれ集計しています。

区分とその内容は次のとおりです。

区分	内容
徒歩だけ	徒歩だけで通勤又は通学している場合
鉄道・電車	電車・気動車・地下鉄・路面電車・モノレールなどを利用している場合
乗合バス	乗合バス（トロリーバスを含む。）を利用している場合
勤め先・学校のバス	勤め先の会社や通学先の学校の自家用バスを利用している場合
自家用車	自家用車（事業用と兼用の自家用車を含む。）を利用している場合
ハイヤー・タクシー	ハイヤー・タクシーを利用している場合（雇い上げのハイヤー・タクシーを利用している場合も含む。）
オートバイ	オートバイ・モーターバイク・スクーターなどを利用している場合
自転車	自転車を利用している場合
その他	船・ロープウェイなど，上記以外の交通手段を利用している場合